浪江宣言 ver.2

福島 連携復興まちづくりと地域再生

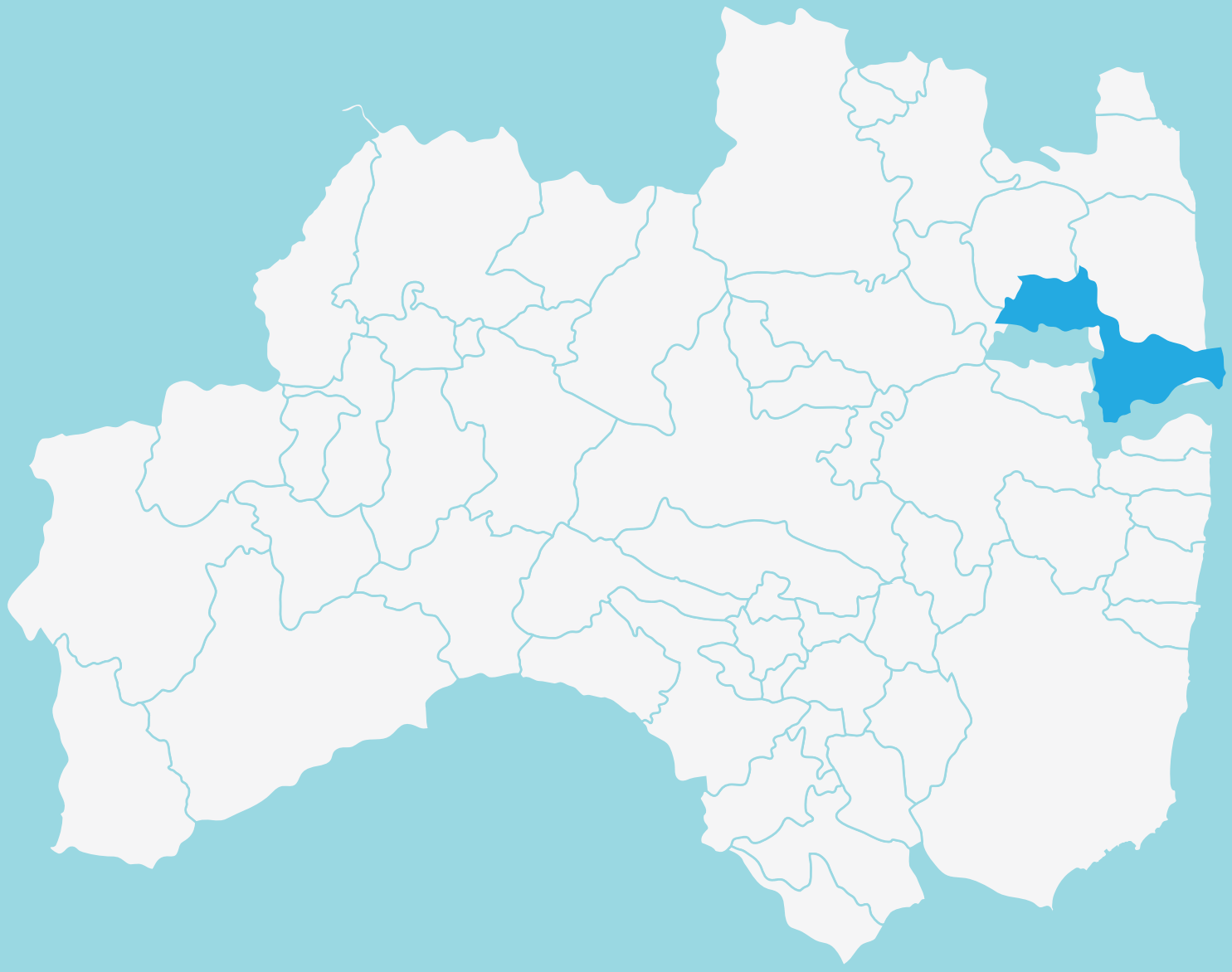

浪江町復興まちづくり協議会

NPO 新町なみえ + 二本松・浪江連携復興支援センター

協力：早稲田大学都市・地域研究所 + 都市計画佐藤滋研究室 + 交通計画浅野光行研究室

2014 年 5 月

本報告書に記載されている内容は、「まちづくりNPO　新町なみえ」主催で開催された「なみえ復興塾」におけるワークショップを経て、浪江町民の皆様の意見交換や提案をもとにとりまとめたもので、2013年3月に発行した「浪江宣言13・03　協働復興まちづくりに向けた具体像と、実現へ向けた協働の仕組みの提案」に続くものです。この経緯は巻末にあるとおりです。

記載されているプロジェクトの実現可能性、技術的検討は未だ不十分であり、原発の収束状況や除染進捗等に応じてさらなる検討が必要です。しかし、ここでは、現在の状況を踏まえたうえで、浪江町復興への町民の思いをできる限り具体的なイメージとして描いたものです。

なみえ復興塾での模型を使ったワークショップや、プロジェクトのイメージについては、早稲田大学都市・地域研究所＋佐藤滋研究室及び浅野光行研究室との協働で進めて参りました。この長期的な被災地の復興を継続して成し遂げる為に、支援・協力する側の専門家を現場で育てることも重要です。学生や若手研究者が叱咤激励を頂きながら成長する貴重な学習の場となっていることも、付記します。

また、これまでさまざまな地区において様々な提案がされており、それらを参考にさせていただいています。全ての先行提案等を、注記することはできていないかと思いますが、ここに記して感謝の意を表します。

ここでの提案を今後の浪江町民の皆様の生活再建やコミュニティの復興に向けた検討や、浪江町復興計画の策定などにおいて、参考にして頂ければ幸いです。

2014年5月9日

浪江宣言

ver.2 2014.05

私たち浪江町民は、東日本大震災の地震・津波災害に加え、福島第1原子力発電所事故により、考えてもみなかった悲惨な状況におかれています。中でも原子力発電所事故当初からの東京電力と政府の対応に対しては憤りを禁じ得ません。事故とその後の町民を苦しめた対応に関して徹底的な検証と、町民と町への正当な損害賠償、補償、そして苦痛に対する慰謝料などの支払いを求めるものです。

しかし、町外にバラバラに避難することを強いられている私たち浪江町民は、国や県による賠償や復旧・復興事業を求めるだけではなく、浪江町行政と協働して、自ら復旧・復興のまちづくりに取り組むことにより、このような人類の歴史上あり得ない災害を乗り越え、どこにも実現できていない歴史に残る素晴らしいまちづくり・地域づくりを目指さなければなりません。

なみえ復興塾では2013年3月に、多くの町民の方々とのワークショップや議論を元に、「浪江宣言13・03　協働復興まちづくりに向けた具体像と、実現へ向けた協働の仕組みの提案」を発表し、今年度はこれを出発点にして、構想の実行を目的とした「浪江町復興まちづくり協議会」を立ち上げました。

2013年4月からは、浪江町と避難受け入れ地域の一つである二本松市の両市民が連携しての町外コミュニティの検討に関する試みや、福島県全域を対象とした復興シンポジウム等の開催を通じて、具体的な復興のあり方を検討してきました。これらの構想を広く町民の皆様に提言し、理解をいただき、実行するため体制整備と具体的な動きを始めたいと考えています。

今回発表する「浪江宣言ver.2 2014・05 福島 連携復興まちづくりと地域再生」はまさに、私たち「浪江町復興まちづくり協議会」に結集した者達の決意であり、復興に取り組む宣言でもあります。これらを元にして､国・県そして浪江町行政が推進する生活・産業基盤の復旧・復興と連携し、避難先である二本松市や福島市をはじめとする自治体・市民・さまざまな組織とも連帯して、私たち浪江町民や市民団体、NPO法人、福祉事業者や民間企業、産業団体などが協働して、復旧・復興まちづくりに取り組むことを宣言します。

2014年5月　浪江町復興まちづくり協議会　一同

目　次

浪江宣言 ver.2　2014・05

福島　連携復興のまちづくりと地域再生（案）

安定して継続的な生活を実現する　・・・　p.

多様な町外コミュニティ形成のための８つの緊急要請

要請を実現する為の具体的な提案　・・・　p.

資料編　・・・　p.

福島第一原発事故による広域分散避難の実態

各地域の避難の実状に応じた再編と福島全体の再生 参考のイメージ

２０１３年度の取り組み

浪江宣言

ver.2 2014.05

安定して継続的な生活を実現する
多様な町外コミュニティ形成のための８つの緊急要請

私たち浪江町民は福島第１原子力発電所事故以来、ふるさとを追われ、家族や地域社会をバラバラにされて、今３年目の冬を被災地で過ごしております。この間、ふるさとへの帰還を夢見て、過酷な仮設住宅や孤独な借り上げ住宅での生活を耐え、絆を保ちつつ今日まできました。

しかしこの時点になって明確になった現実は、ふるさとへの帰還は当面現実的ではなく、避難先など、町外で生活を送らざるを得ないという事実です。

長期にわたり、安定的な生活を継続的に送るためには、避難しているわれわれ町民が、避難先の自治体行政や市民の皆さん、支援してくださるさまざまな団体の協力を得て、安定して少しでもふるさとを守りながら生活する多様な地域での充実した「町外コミュニティ」が是非とも必要です。これを実現するために私たちも努力を惜しみませんが、国、県、市に対して以下の８項目を喫緊に実現するように強く要請します。

要請１ **県内避難先自治体との連携復興を実現するための具体的な連携協定の締結による町外コミュニティの実現**

要請２ **仮設住宅団地を活用した安定的な町外コミュニティの建設**

要請３ **高齢化が進む被災者の実情に応じた多様な広い意味での復興公営住宅の建設**

要請４ **避難自治体と避難先自治体、両者の商工業者などが協働しての「まちなか型町外コミュニティ」を形成するための支援**

要請５ **広域・長期避難住民が安定した生活を再建するための自律再建住宅建設のための支援**

要請６ **広域に分散することを余儀なくされる町外コミュニティを結びつけ統合する移動手段を整備するための支援**

要請７ **まちづくり会社や NPO、民間企業・福祉事業者の多様な復興住宅供給やまちづくりへの活用・支援**

要請８ **長期にわたる避難先自治体と、ふるさと浪江町の、二つの自治体の住民として安定的な生活を送り、将来のふるさとへの帰還を可能とする制度の実現**

要請１　県内避難先自治体との連携復興を実現するための具体的な連携協定の締結による町外コミュニティの実現

私たち町民は、県外を含め広域に分散避難を強いられていますが、避難先で受け入れ自治体行政・市民・さまざまな団体の支援を受けて避難生活を送り、少しずつ生活を取り戻しつつあります。多くの住民は、県内の避難先を基盤として安定的な生活を送ることを選択肢と考え、それぞれの場を基盤に多様な「町外コミュニティ」を形成し、そこを中心に広がりながらも安定した生活を送ることを望んでいます。そのためには、受け入れ自治体と浪江町行政の強力な連携が必要であり、国・県の支援が必要です。多様な町外コミュニティを形成し、避難先での連携復興を実現するための強力な体制を緊急に立ち上げ、町外コミュニティ整備計画を立案・実現することを強く要請します。そのためには、私たちは努力を惜しみません。

（ご参考）

すでに、桑折町、本宮市と浪江町は協定を結び、地元行政・市民の強力な支援のもとで、復興公営住宅など計画が進んでいます。このようなことを前例として、二本松市、福島市、いわき市、南相馬市などとも早急に協定を結ぶこと、国県に対しても、これらの協定の締結とその後の推進について支援を求めます。

要請２　仮設住宅団地を活用した安定的な町外コミュニティの建設

条件が合致するいくつかの仮設住宅団地及びその隣接地の土地を、ここを中心に町外コミュニティを実現するための基盤として、長期に公的な利用ができるように（長期の定期借地契約、あるいは買い上げ）していただきたい。これらを、長期・安定的に使用して、すでに育ちつつある仮設住宅団地でのコミュニティを充実させるために、仮設住宅を順次本設復興公営住宅に建て替えし、被災者向け分譲住宅や、「要請３」で述べるような多様な復興住宅を建設し、安定した町外コミュニティの形成に努めていただきたい。

また、現在計画が進行中の県営の復興公営住宅も、条件の合致するものに関して同様な町外コミュニティの核として育成することを進めていただきたい。

（ご参考）

前日の協定に従い、桑折町では仮設住宅団地の隣接地に復興公営住宅や分譲住宅を建設する計画を推進し、また本宮市でも仮設住宅住民の意向をふまえ公営住宅建設の計画を進めている。これらは町外コミュニティの前例であり、二本松市、福島市など、多くの町民が暮らす市・町においても、規模の大きな仮設住宅団地を核にして、より充実した町外コミュニティを実現することが可能と考えます。

要請３　高齢化が進む被災者の実情に応じた多様な広い意味での復興公営住宅の建設

ふるさとを離れて長期に安定した生活を営むためには、これまでの公営住宅の様な均一的な住宅では十分ではありません。家族と別れて生活しなければならない高齢者が集まって生活したり、大家族が一緒に生活したり、ふるさとに近い環境での生活を実現するために、例えば以下のような公営住宅の建設を、県営公営住宅も含めて進めていただきたい。

［３－１］介護サービス付きの高齢者住宅等、多様な復興住宅の供給

介護サービスを必要としている、あるいは、生活の支援を必要としている高齢者（特に後期高齢者）に対して、サービスつき、あるいは介護サービスが併設された公営の高齢者住宅の整備を是非、早急に進めることを、要請します。

上記の様な避難者は、通常の標準タイプの公営住宅では孤立してしまい、安心して生活することができません。また、高齢者住宅が整備されなければ、病院への社会的入院がますます増えてしまいます。さらに、限られた数の復興公営住宅を家族で必要としている避難者に有効に供給するためにも、高齢者が集まって安心して暮らせる介護サービス付き高齢者住宅を、特に生活に便利な中心市街地近くに供給することを強く要望いたします。

また、上記のような高齢者住宅を民間で整備、運営する際の、建設補助や運営補助に関する特別な支援を要望します。

［３－２］ふるさとの暮らしを取り戻すための木造低層タイプの復興公営住宅の供給

沿岸部の被災者は大家族で生活していた方々が多く、現在ではそれらの家族がバラバラに生活していて、早く一緒に住みたいと願っている方々が大勢います。これらの方々が一緒にひとつの家庭として暮らせるような、十分の広さと間取りを備えた庭付き戸建て住宅、テラスハウスなど、特に、もとの沿岸部での暮らしに少しでも近づける木造公営住宅の建設を強く要望します。

またこのような住宅は、被災者が帰還した後の払い下げなども可能な良質な住宅ストックの形成につながり、将来の公的負担の軽減につながります。

（参考）これらは、すでに桑折町で計画されているほか、津波被災地においても多数建設され、被災者の人気の的になっています。

要請４　避難自治体と避難先自治体、両者の商工業者などが協働しての「まちなか型町外コミュニティ」を形成するための支援

受け入れ自治体の中心市街地では、空き地や空き家等を活用した「中心活性化計画」などが進められています。これらに、浪江などの被災地の商工業者、福祉事業者などが参画して協働して事業を興し、活力ある中心市街地を形成することは、両者にとって大きなメリットがあります。また、ここに、公的主体ばかりでなく、民間の事業者による借り上げ、あるいは買い上げ公営住宅の建設を推進し、さらには、要請３で述べたような多様な復興公営住宅を建設すれば、浪江町民にとって「まちなか型町外コミュニティ」とすることができます。

さらにこれを中心に、既存の仮設住宅団地や、借り上げ仮設住宅などに避難者が集積するまちなかの商店街などと関連づけて、多様な復興公営住宅を立地させることにより、避難者と受け入れ側の市民が協力してまちづくりを進める道が開かれます。

要請５　広域・長期避難住民が安定した生活を再建するための自律再建住宅建設のための支援

多くの避難住民は元々ふるさとで十分な敷地と質の高い住宅を所有して安定した生活を営んできた。そして、帰還困難地域だけではなく、現在も立ち入りが制限されている地域の避難住民の多くは、当面もとの町にまとまって帰還することは不可能と認識し、避難地で安心して生活を営むことを望み、自ら住宅を建設し、取得することをはじめています。

避難住民が安定した元の生活に近い暮らしを回復し、生活が営めるように、元の住宅と同等の住宅の取得が避難地域で可能なように、国・県・町は以下のことを、早急に実施するように要請します。

［５－１］多くの避難住民が望んでいる避難先での住宅（特に、戸建て、あるいは庭付き低層住宅）を自主再建ができるような支援

避難先で以前と変わらない住環境を確保することができるような、財物賠償と、強制移転（法的に強制されているか否かに関わらず、政府が基準とする年間１ミリシーベルト以下の被爆という基準が満たされている場合においても、住民が帰還困難と考え自主避難している場合は強制された移転とする。）に対する補償を十分に行い、（ふるさとにおける価格ではなく、もとの住まいの質と同等のものが避難地で確保できるような代替地・代替住宅の補償）これを確実に遂行できるような施策を実施すること。

［5－2］まちづくり会社や任意組織によるグループでの住宅の自主再建に対する特別支援処置

工場や商業、農漁業の再建のために、新たな事業を協同で行おうとする組合やグループに対する「グループ補助金制度」は、大きな支援となって様々な産業復興の梃子になっているが、純粋に住宅の自主再建を行おうとしたとき、個人の財産形成に直接補助ができないという原則によって、住宅の自主再建に対して十分な支援がなされていない。避難地域で住宅の自主再建を目指す住民の中には、頼りになる友人やもとの近隣同士、親戚や家族、あるいは共通の生活目標を有する家族に対し、まちづくり会社や専門家・行政などが組織化の支援をすることによって、任意の組織（例えば、気心の知れた仲間）で住宅を自主再建できるように、「(仮称) 住宅自主再建グループ補助金制度」を早急に整備されたい。

［5－3］避難住民の宅地・住宅需要により受け入れ地域で地価の高騰を招かないような土地利用の特別処置、及びそれを可能とする自治体への支援策

避難先で住宅の自主再建を目指して、住宅や十分な宅地を確保しようとしても、急な需要に対して宅地の供給量が少なく、かつ地価が大幅に上昇して自主再建が進まない状況にある。またこのことは、避難先住民にとっても新たな住宅の確保を困難にするなど、大きな負担となっている。市街化区域隣接地での宅地化など、切迫した宅地供給の緩和をはかるための土地利用規制の変更および、都市基盤整備の負担増大に対する受け入れ自治体への交付金措置の大幅な増加など、緊急措置をとられたい。

要請6　広域に分散することを余儀なくされる町外コミュニティを結びつけ統合する移動手段を整備するための支援

現状では町外コミュニティは、県内に分散立地せざるを得ないと考えています。これらを結びつけ、郊外の町外コミュニティの利便性を高めるためには、利用しやすい移動手段や、情報の伝達手段が必要です。受け入れ自治体とも協力・連携して地元の市民と浪江の避難住民が双方で利用できる「コミュニティバス」など、オンデマンドの移動手段の実現を要請します。

(参考) これについては、独立行政法人 科学技術振興機構の支援を受けて、二本松市杉内仮設住宅においてオンデマンドバスの実装実験を進めています。また、浪江町では町の支援を受けて商工会がまちづくり会社を設立して、全国の先進モデルとして注目され町民の足として活用されていたオンデマンドバス・タクシーシステム「ぐるりんこ」の運営実績があります。これらを基礎に、民間バス事業者、タクシー事業者などと協力して「新ぐるりんこ」システムを立ち上げることは、高齢社会に対応した地域活性化施策としても重要であり、現実的と考えます。

要請 7　まちづくり会社や NPO、民間企業・福祉事業者の多様な復興住宅供給やまちづくりへの活用・支援

復興公営住宅や町外コミュニティの建設のためには、受け入れ自治体のまちづくりと一体となった計画にもとづき、民間事業者やまちづくり会社などと協働することにより、様々な可能性が生まれてきます。例えば、民間事業者やまちづくり会社が地元の地権者と協働で建設する共同住宅を借り上げ復興公営住宅とすることや、福祉事業者の高齢者介護サービス付き住宅建設を公的な支援をすることで、まちづくりと一体となった復興が可能になります。また、このようなことで被災者の生活再建を早めるばかりではなく、地元産業の振興と雇用の創出にも大きく貢献します。

まちづくり会社や、志（こころざし）のある民間事業者（建設会社、福祉事業者、商工業者)、NPO 法人などが、この連携復興まちづくりに参画し､多様な需要を吸い上げ、地元雇用の場を創出することが可能になるように、制度的な支援を強く要請します。

要請 8　長期にわたる避難先自治体と、ふるさと浪江町の、二つの自治体の住民として安定的な生活を送り、将来のふるさとへの帰還を可能とする制度の実現

私たち浪江町民の多くは、ふるさとから追われましたが、避難先自治体で安定した生活を当面の間過ごすこととしても、ふるさとを捨てることは決してありません。個人により差はありますが､ふるさとを守り､いずれはふるさとへの帰還を強く望んでいます。

一部の住民は、避難先での生活の安定のため住民登録を移す動きもありますが、今後、土地建物の財物保障などがあっても、ふるさとへの帰還と住民としての権利・義務そして文化を継承し、又避難先自治体で生活を安定させるために、現行の支援策に加えてに二重住民票制度の創設を､強く要請します。

要請を実現する為の具体的な提案

要請を実現するための具体的な提案の全体像

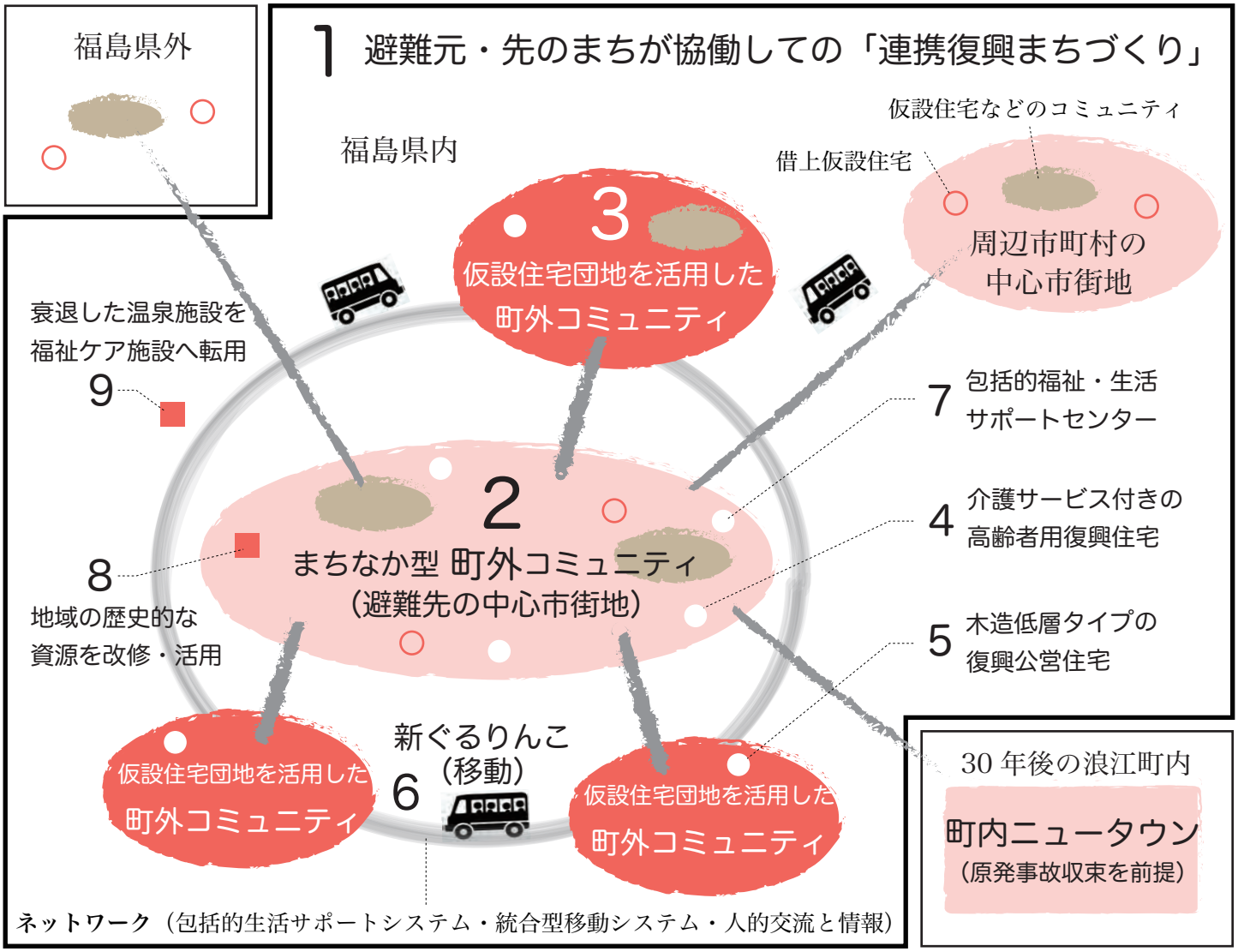

1 避難元・先の自治体市民、まちづくり会社やNPOなどが協働しての「連携復興まちづくり」を支える体制

＜要請１・要請７に関する提案＞

被災者・被災自治体と、自らも被災者でありながら沿岸部からの被災者・被災自治体を受け入れている側が、官民を超えた多側面で協力し、連携して支え合うことで、様々な地域の復興を果たそうとする「連携復興まちづくり」の取り組みが県内各地で始っています。

復興公営住宅や町外コミュニティの建設のためには、受け入れ自治体のまちづくりと一体となった計画にもとづき、民間事業者やまちづくり会社などと協働することにより、様々な可能性が生まれてきます。

まちづくり会社や、志のある民間事業者（建設会社、福祉事業者、商工業者）、NPO 法人などが、この連携復興まちづくりに参画し、多様な需要を吸い上げ、地元雇用の場を創出していくことは、避難元・先の両地域にとって大きな利益となります。

これを可能とする支援制度や、公的なサポートのしくみを策定し、連携復興まちづくりの体制を整えることで、避難者と受け入れ側の市民がが協力して、被災地ふくしまの再生に取り組む道が開かれます。

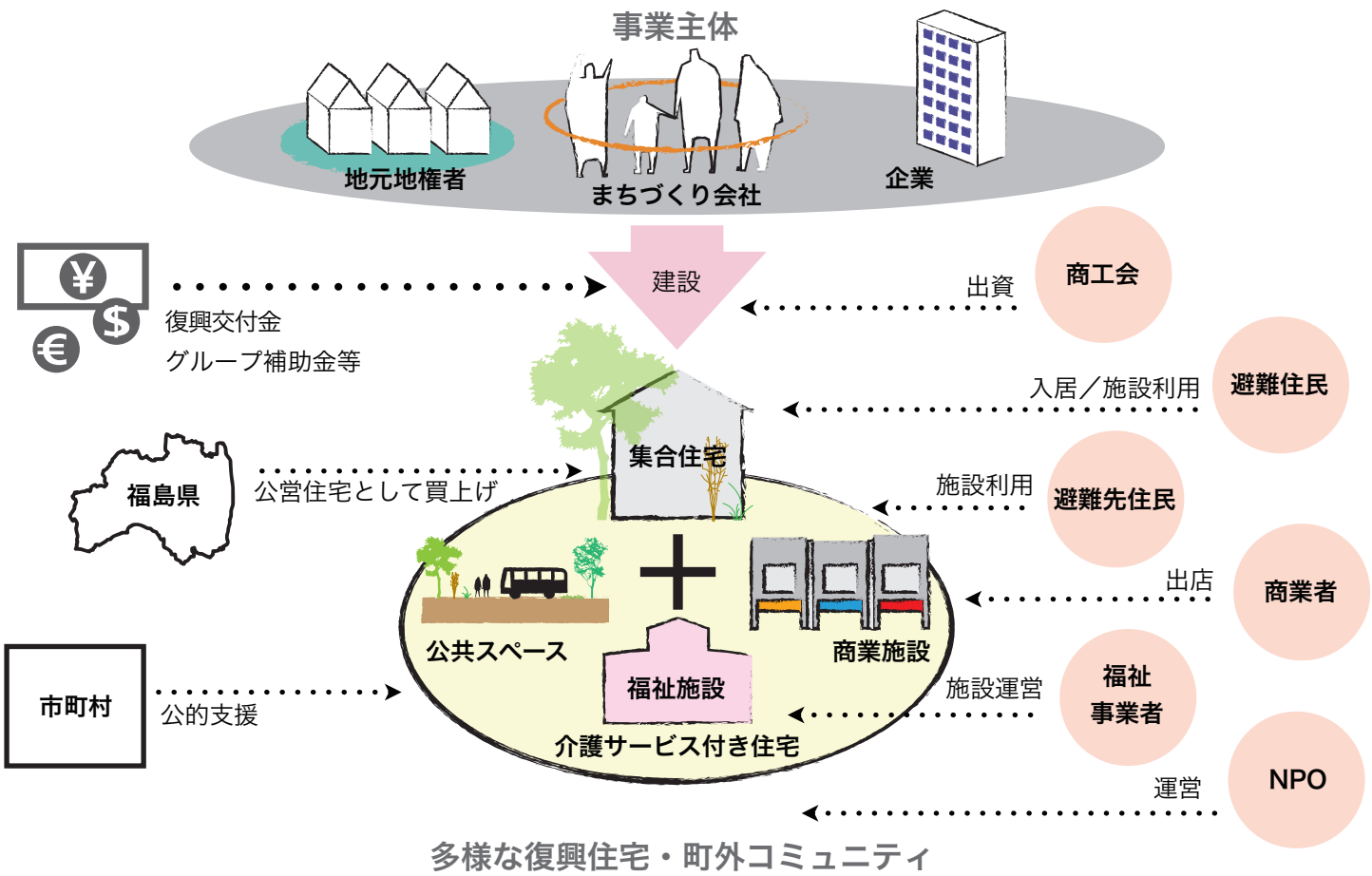

2 避難先まちなかのまちづくりと連動した「まちなか型町外コミュニティ」の整備

＜要請４に関する提案＞

受け入れ自治体の中心市街地では、空き地や空き家等を活用した「中心市街地活性化計画」などが進められています。これらに、浪江などの被災地の商工業者、福祉事業者などが参画し、協働して事業を興し、活力ある中心市街地を形成することは､両者にとって大きなメリットがあります。

「まちなか型町外コミュニティ」はこうした避難先地域の既存のまちづくりと連動した形で、町外コミュニティの整備を進めるための提案です。病院、学校、商店街や駅などが集積したまちなかの遊休地等に、復興公営住宅や公共機能を集積していくことで、高齢者や子どもにも配慮した、質の高い住環境が形成されます。

公的主体ばかりでなく、民間の事業者による借り上げ、あるいは買い上げ公営住宅の整備を推進し､まちなかの居住希望者が安定して生活していける環境を整えていきます。

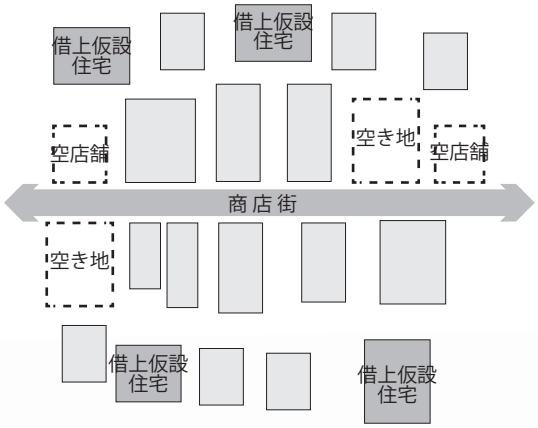

現状の中心市街地

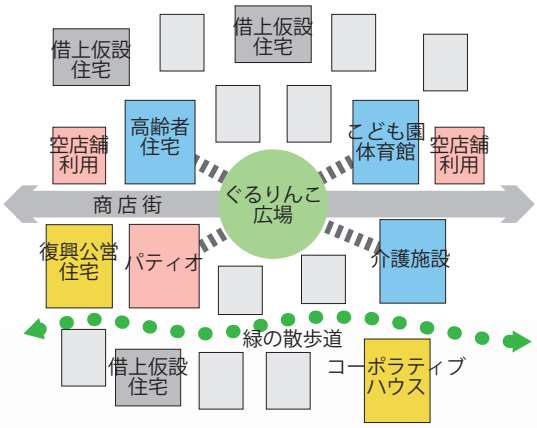

まちなか型町外コミュニティ形成

3 仮設住宅団地を活用した安定的な町外コミュニティの建設

＜要請２に関する提案＞

事故から３年が経過し、仮設住宅団地の中には自治会による自治がいきとどき、良質のコミュニティが形成されているものが多くあります。仮設住宅から復興公営住宅へ避難者が再編される中で、避難現状の住民関係や住み慣れた暮らしを重視し、現状の仮設住宅団地を活用した安定的な町外コミュニティを形成するための提案です。

まず、条件が合致するいくつかの仮設住宅団地、及びそこに隣接した土地を、ここを中心に町外コミュニティを形成するための基盤として、公的な利用ができるよう、県や国が買い上げ（あるいは、長期の定期借地契約）を行います。

仮設住宅を順次本設復興公営住宅に建て替え、被災者向け分譲住宅や、様々なタイプの復興住宅を建設し、安定して居住できる町外コミュニティの核とします。

また、桑折町の計画のように、仮設住宅に隣接して復興公営住宅や分譲宅地を整備することで、現在仮設のある敷地を長期・安定的に使用して、すでに育ちつつあるコミュニティを充実させる形での、町外コミュニティ整備をめざします。

1.現状 仮設住宅　→　2.区画整理・住宅建設　→　3.公共拠点等整備

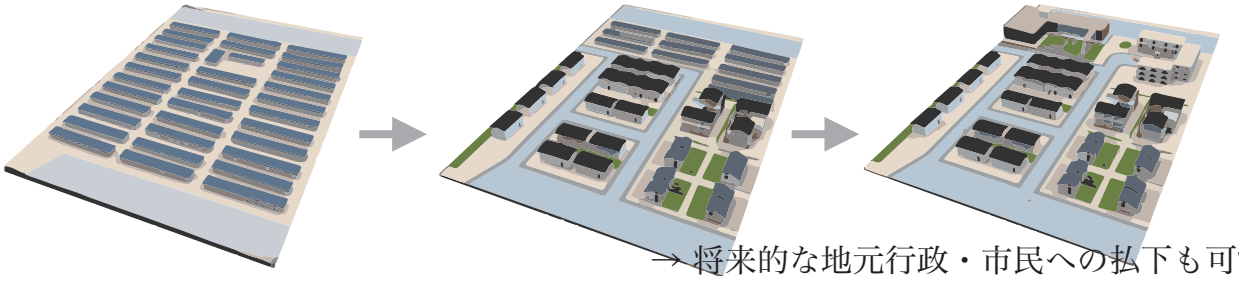

→ 将来的な地元行政・市民への払下も可能

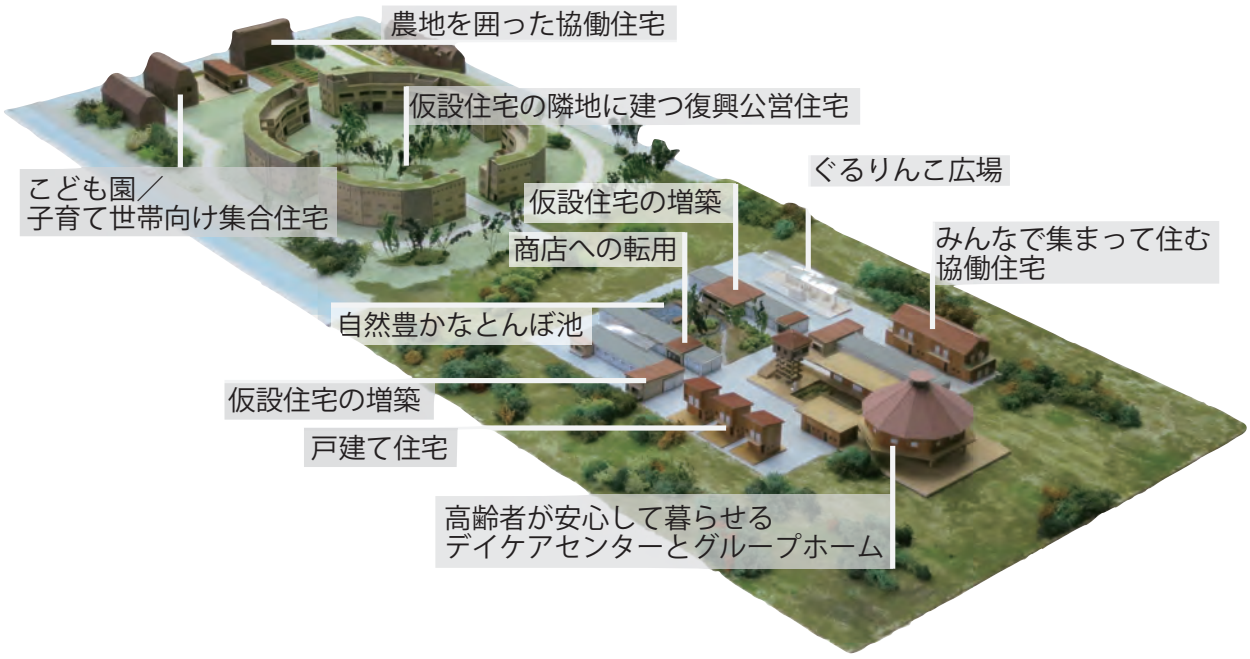

4 介護サービス付きの高齢者用復興住宅の供給整備

＜要請３に関する提案＞

介護サービスを必要としている、あるいは、生活の支援を必要としている高齢者（特に後期高齢者）に対応した、ケアつき、あるいは介護サービスが併設された高齢者向け復興公営住宅を、特に生活に便利な中心市街地に近接して整備する提案です。

上記の様な避難者は、通常の標準タイプの公営住宅では孤立してしまい、安心して暮らしていくことはできません。また、現在は健康で自立している高齢者の、今後の数十年を見据えた住環境整備に取り組んでいく上で、広く地域社会のストックとなりうる「サービス付き高齢者復興公営住宅」を提案します。

こうした住宅を整備することで高齢者の病院への社会的入院を減らすことができ、さらに、限られた数の公営住宅を家族で必要としている避難者に対し、通常の復興公営住宅を有効に供給することができます。

5 ふるさとの暮らしを取り戻す 木造低層タイプの復興公営住宅の供給整備

＜要請３に関する提案＞

沿岸部の被災者は戸建て住宅に大家族で生活していた方が多く、現在ではそれらの家族がバラバラに生活していて、早く一緒に住みたいと願っている避難者が多数います。

これらの方々が一緒にひとつの家庭として暮らせるような、庭付き戸建て型、テラスハウス型の復興公営住宅の提案です。十分な広さと間取りを備えた住宅を、沿岸部での暮らしに少しでも近づけるよう木造で建設し、家族で復興住宅に入りたい避難者に対応した、住環境を整備します。

こうした公営住宅は被災者が帰還した後も、払い下げなどが可能な良質な住宅ストックとなり、将来の公的負担の軽減につながります。

これらは、すでに桑折町で計画されているほか、津波被災地においても多数建設され、被災者の人気の的になってます。

6 広域に分散することを余儀なくされる町外コミュニティを結びつけ統合する移動交通サービス「新ぐるりんこ」

＜要請６に関する提案＞

避難の現状からの再編を考えた時、町外コミュニティは県内に分散立地せざるを得ない状況です。これらを結びつけ、郊外の町外コミュニティの利便性を高めるためには、利用しやすい移動手段や、情報の伝達手段が必要です。

「新ぐるりんこ」は避難を受け入れている自治体とも協力・連携して、地元市民と浪江町などの避難住民が双方で利用できる「コミュニティバス」などの、オンデマンドの移動交通システムの提案です。

買い物や通院といった日常生活のサポートだけではなく、避難元の自宅と現在の居住地の行き来といった帰還支援、旅行や観光といった娯楽・レクリエーション機能も備えた、総合型の移動サービスとなります。

（浪江町商工会H.P.よりhttp://www.nsci.or.jp/index.html）

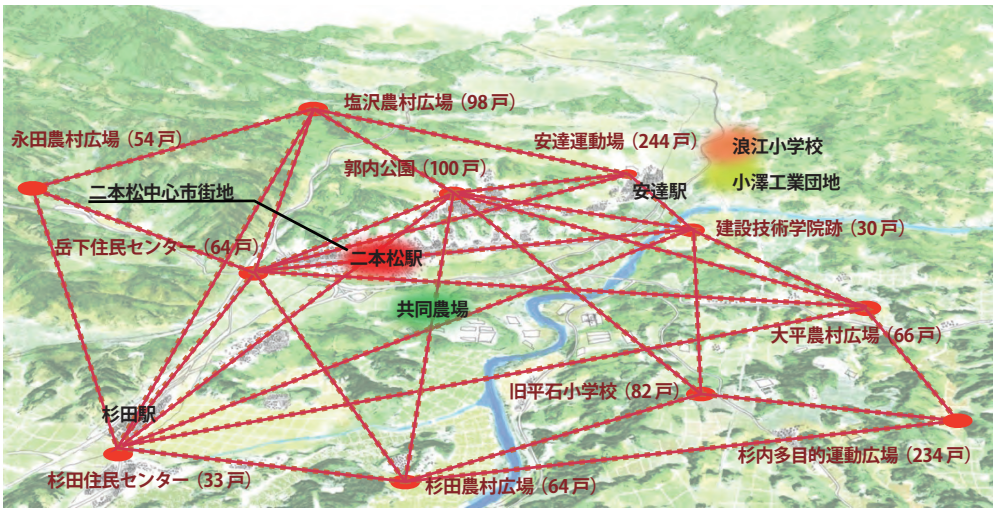

分散する仮設住宅と市街地を結ぶ移動交通

生活サービス

なかよし号　買い物や通院といった日常生活における外出をサポートする。

帰還支援

みらい号　浪江町への一時帰宅といった浪江町民ならではの外出をサポートする。宿泊可能な段階では町内で、なかよし号のような生活サービスを行う。

イベント

えんじょい号　温泉や旅館、劇場などの娯楽施設への移動をサポートする。移動自体も楽しめるように移動中にもお茶会やカラオケなどを開催し、外出の楽しさを提供する。

7 自治体を問わず、町外コミュニティの生活支援拠点となる包括的福祉・生活サポートセンターの建設

＜要請４に関する提案＞

各避難先の地域には、仮設住宅でまとまって避難生活をされている方だけではなく、見なし仮設住宅で孤立して生活している方や、会津若松市における浪江町避難者の様に、地域内の同じ自治体避難者が少数のために役場の出張所が近くに整備されず、充分な行政サービスが受けられない方が多くいます。

このような状況において、避難先自治体で医療・福祉などのケアや行政サービスが受けられるコミュニティの拠点が必要です。包括支援センターは、避難している複数の自治体が連合して整備することで、全ての自治体市民が利用可能となる、生活支援拠点の提案です。

少数派の避難者も、漏れのないケアを受けられる安定した町外コミュニティでの生活環境が実現し、これらが核となり、情報システムや交通システムで連携することによって、ネットワークコミュニティは実現します。

また、これにより被災者の生活再建を早めるばかりではなく、地元産業の振興と雇用の創出にも大きく貢献します。

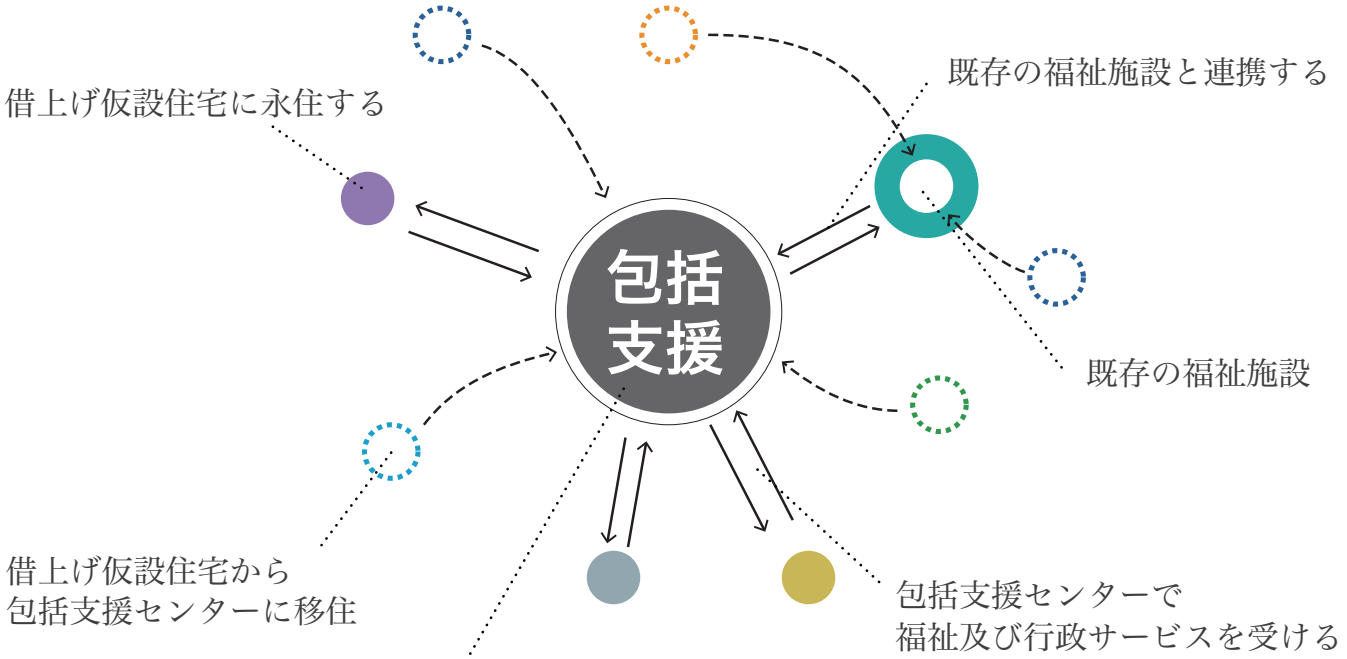

サポートセンターのイメージ

複合施設

役場の出張所

福祉サービスの提供

サービス付き高齢者住宅など

→避難先地域の雇用創出

8 震災で被害を受けた避難受け入れ地域の歴史的な資源を改修・活用

＜要請７に関する提案＞

連携復興をきっかけに整備される文化拠点と地域の再生

福島県内に多くのこっている、蔵や古民家といった歴史的な建物を、町外コミュニティの整備を切っ掛けに改修し、活用していくための提案です。蔵の外装はそのままに、ミニホールや地域資料館、ゲストハウス、お店として利用されます。文化施設、避難元・先の事業者が連携し共同の事業体をつくって事業を行ないます。避難先のまちづくりの活動と連動し、復興公営住宅などの整備と平行してまちの文化的な価値を創っていく提案で す。

9 福島各地の衰退した温泉旅館を高齢者のための福祉ケア施設へ転用

＜要請７に関する提案＞

原発事故で避難を強いられてる避難者の中には、高齢のため生活や介護のサービスを必要としている方も多数います。加えて、若い世代や小さな子どもをもつ比較的若年の親世代が県外に避難をしている場合も多く、福島県内の高齢化率は高まっている状況です。

町外コミュニティの整備と関連して、福島各地の衰退した温泉街や旅館を、福祉施設として改修し、転用して利用していくことを提案します。避難受け入れ地域の病院や福祉施設、今後建設される多様な町外コミュニティと移動交通システムでつなぎ合わされ、連携し、高齢者を支えていく基盤となります。

また、温泉街の再活性化に伴い様々な雇用が生まれ、避難を受け入れている地域の再生にもつながります。

二本松市内岳温泉で廃業した旅館

温泉旅館転用の事例

＜事例＞廃業した温泉旅館を高齢者専用賃貸住宅へと転用するプロジェクト。社会福祉法人「とやの福 祉会」が旅館２件の土地と建物を取得し、運営を行う。高専賃 60 戸と定員 20 名の学童保育を併設する。国土交通省による「高齢者等居住安定化推進事業」の対象。

基盤となる多様な町外コミュニティの整備とそれらの統合による「ネットワーク・コミュニティ」の形成

＜提案を組合せることで出来上がるコミュニティのイメージ＞

原発事故の被災者は県外を含め広域に分散避難を強いられ、家族や地縁組織を含む、地域コミュニティは散り散りとなっています。避難が長期化する中で、それぞれの場所を基盤とした多様な「町外コミュニティ」を形成し、そこを中心に広がりながら安定した生活環境を築くことが求められています。

「ネットワーク・コミュニティ」はそれぞれの場所に応じて、多様な形で形成される町外コミュニティを、交通や情報のシステムでつなぎ合わせることでネットワークした、新しい形の共同体の提案です。

避難先地域のまちづくりと連動して整備される「まちなか型町外コミュニティ」や、原発事故後から３年が経過し、仮設住宅で育まれている新たな自治組織や近隣関係を重視し、これを拡充する形で形成される「仮設住宅団地を活用した町外コミュニティ」といった、様々なコミュニティが統合型移動交通サービスや情報のシステムで統合、ネットワークしていくことで形成されます。

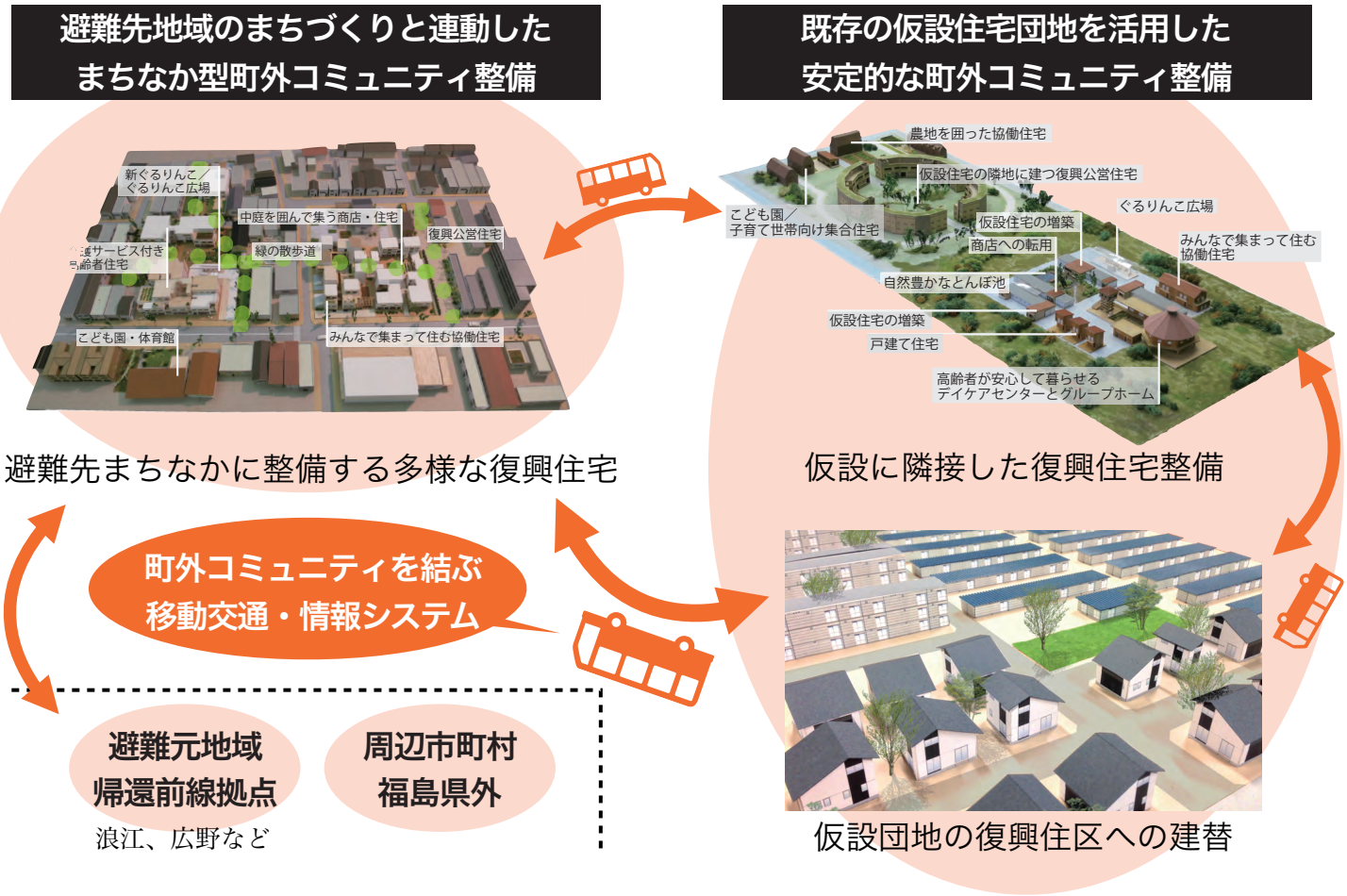

資料編

福島第一原発事故による広域分散避難の実態

(避難者数 100 人以上の自治体のみ掲載)

福島原発事故による広域分散避難の実態を示したものです。地図上で色が付いている自治体は事故により、避難を強いられいている主な地域です。色が対応している各々の円が、各自治体市民の避難先と人口を示しています。役場や教育機関、診療所といった公共機能も、分散して移転しているのが現状です。

双葉町のようにまとまって埼玉県に避難した自治体から、浪江町のように広域へのバラバラな避難となってしまった自治体まで、避難の実態は市町村ごとに多様であることが分かります。

そして、この避難の実態により、それぞれの避難自治体が抱える個別の課題には差があり、必要とされる施策も各々に異なるものとなります。これを理解した上で、それぞれの自治体は連携して、こうした課題への対処を進めていく必要があります。

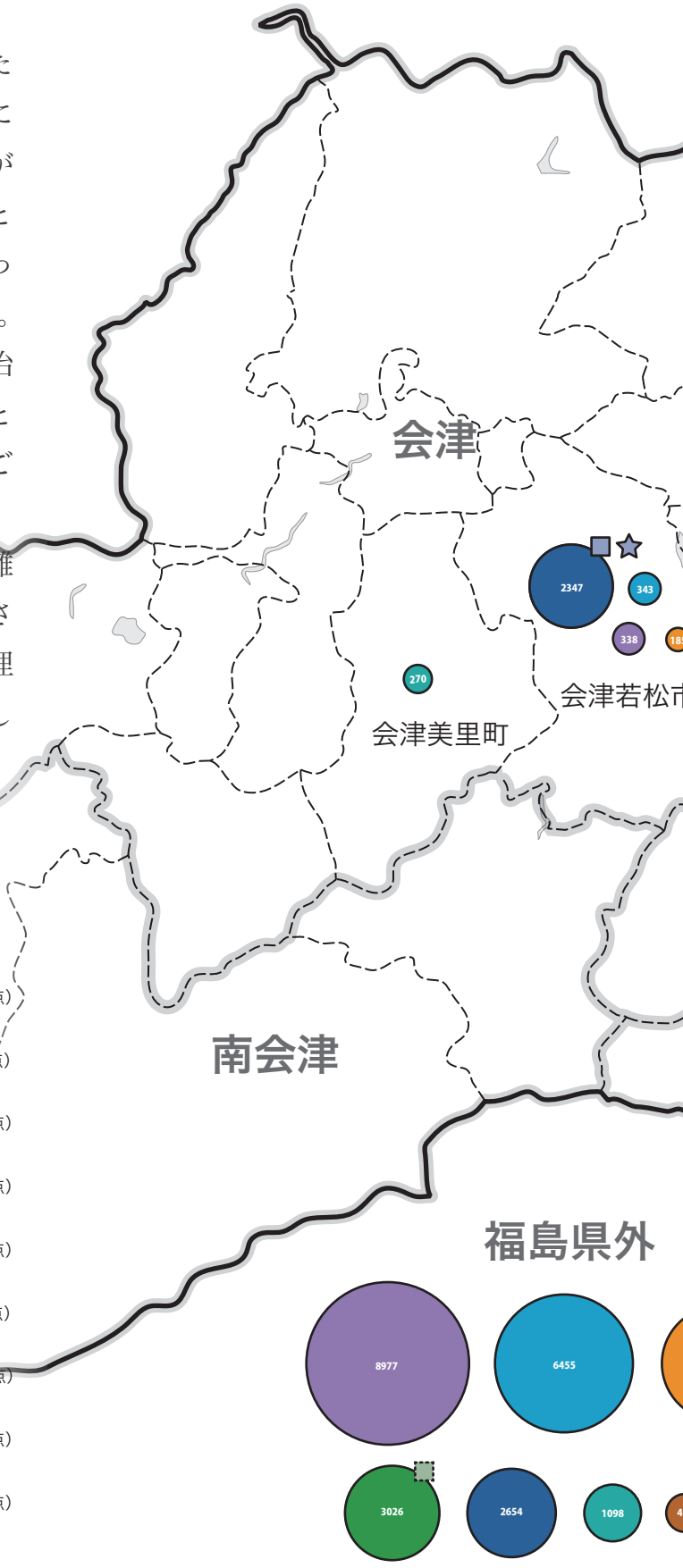

避難者数(人)

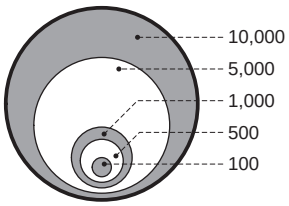

移転中の公共機能

- 主な役場機能
- 副次的な役場機能
- 仮設診療所
- 仮設教育施設

避難自治体

- 富岡町 (2013 年 11 月 1 日時点)
- 浪江町 (2013 年 10 月 31 日時点)
- 大熊町 (2013 年 11 月 1 日時点)
- 双葉町 (2013 年 11 月 5 日時点)
- 南相馬市 (2013 年 11 月 7 日時点)
- 楢葉町 (2013 年 10 月 17 日時点)
- 川内村 (2013 年 9 月 9 日時点)
- 飯舘村 (2013 年 11 月 1 日時点)
- 葛尾村 (2013 年 11 月 1 日時点)

< 出典 >
楢葉町以外：各自治体ウェブサイトに公開されている住民の避難状況を基に作成
楢葉町：役場提供資料を基に作成

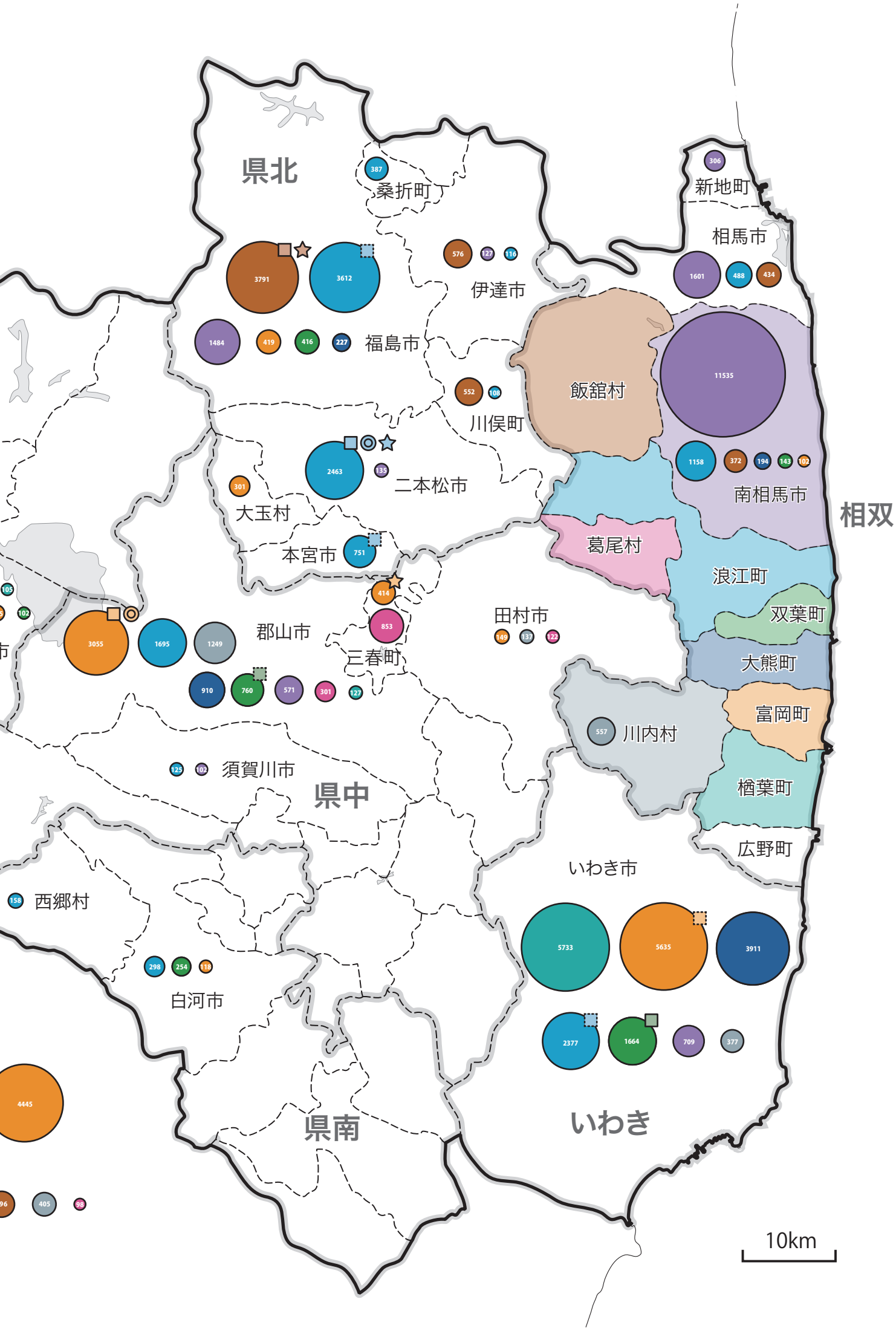
県北
桑折町
387
新地町
306
相馬市
1601
488
434
伊達市
576
127
116
3791
3612
福島市
1484
419
416
227
飯舘村
11535
川俣町
552
108
1158
372
194
143
102
南相馬市
相双
2463
135
二本松市
301
大玉村
葛尾村
本宮市
751
浪江町
414
105
102
田村市
149
137
122
双葉町
3055
1695
1249
郡山市
853
三春町
大熊町
910
760
571
301
127
富岡町
川内村
557
須賀川市
125
102
県中
楢葉町
広野町
いわき市
西郷村
158
5733
5635
3911
298
254
118
白河市
2377
1664
709
377
4445
県南
いわき
405
98
10km

主な受け入れ自治体における避難実態の比較

町外コミュニティを考える上で、主な避難受け入れ地域の実態を比較します。二本松市や会津若松市の様に、一つの自治体に対しほぼ一つの市町村の市民が避難して来ている地域もあれば、福島市や三春町のように、複数の自治体を受けれいている場所もあります。さらに、いわき市や郡山市には非常に多くの自治体が移転し、仮設住宅や借上住宅に混在的に、暮らしている状態です。

こうした中で、二本松-浪江の関係は、避難自治体と受け入れ自治体が一対一で対応し、水平支援が可能という点で、多くの受け入れ地域の中でも比較的簡易な状況下にある。この意味で、今後の避難元・先の連携した復興を考えた際、二本松と浪江が協働してのまちづくりの試みは、他地域でも汎用可能なモデルとなります。

一対一型

一つの自治体に対しほぼ一つの市町村の市民や公共機能が避難し、避難元・先が一対一の関係にある地域

二本松市

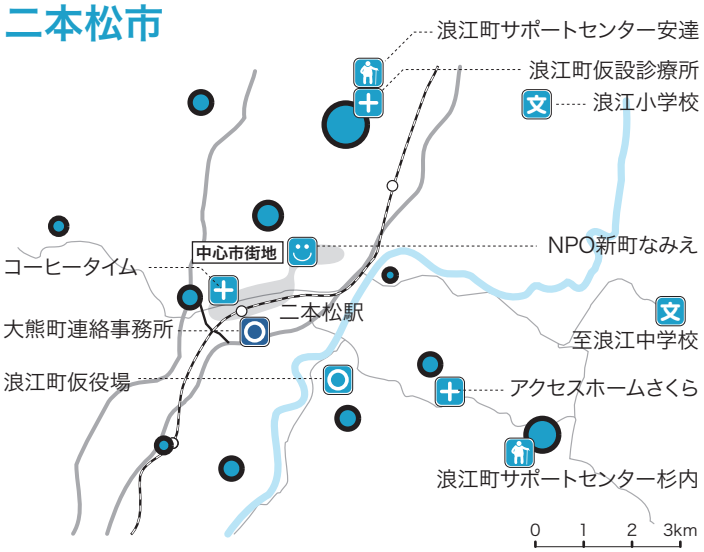

会津若松市

桑折町

本宮市

各避難自治体の仮設住宅

浪江町　富岡町　南相馬市　葛尾村　広野町　その他
双葉町　大熊町　飯館村　川内村　楢葉町

一対複数型

一つの自治体に対し複数市町村の市民や公共機能が避難し避難元・先が一対複数の関係にある地域

福島市

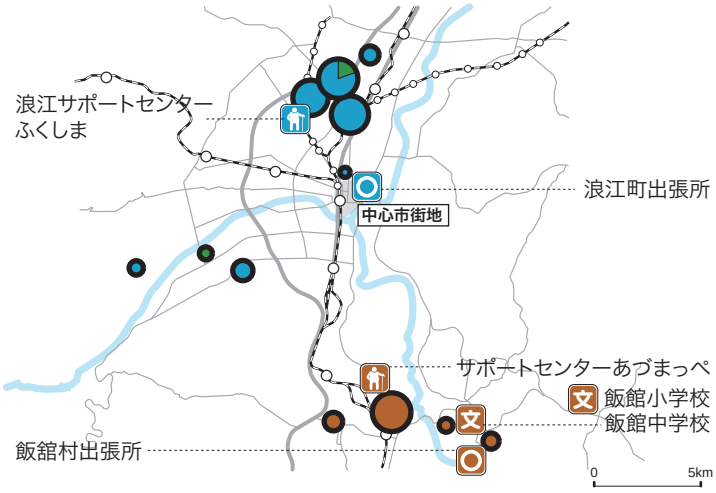

三春町

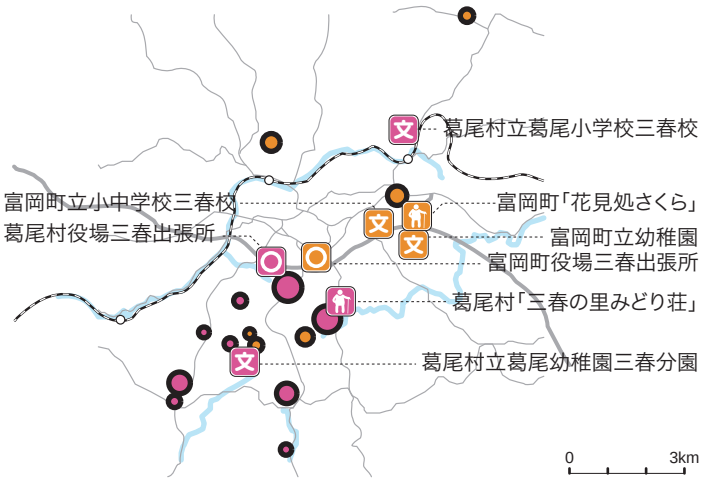

混在型

一つの自治体に対し、多くの市町村の市民や公共機能が混在的に避難してきている地域

いわき市

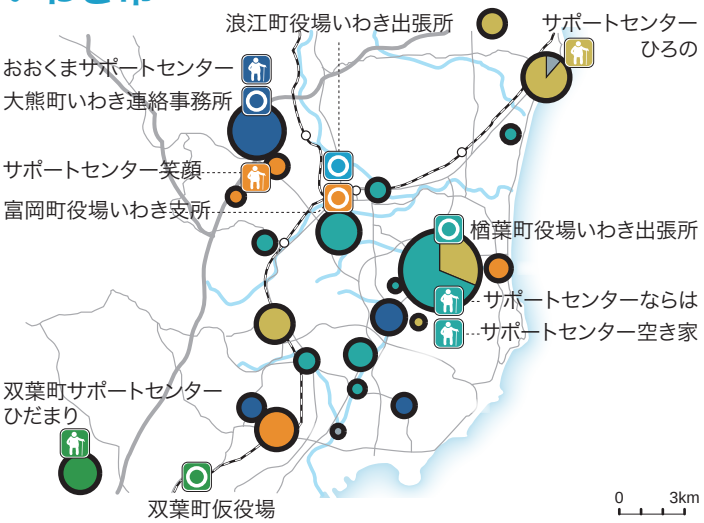

郡山市

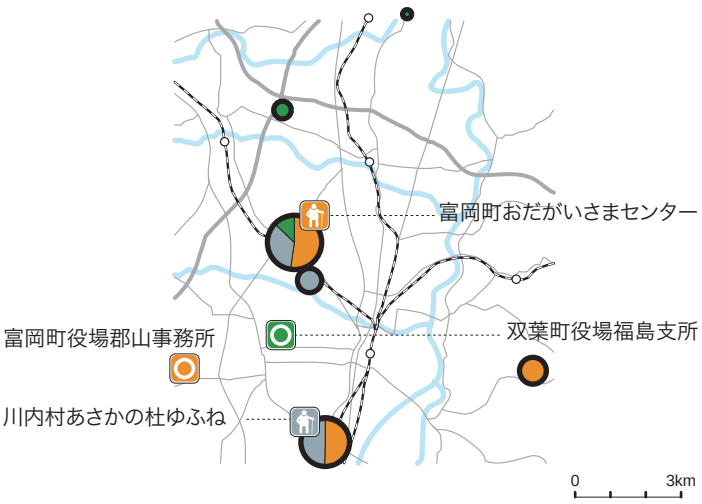

仮役場・支所・連絡事務所

仮設小・中学校・幼稚園

仮設診療所・福祉施設

サポートセンター

NPO

中心市街地

鉄道駅

幹線道路

鉄道路線

河川

N

二本松市における避難の実態

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

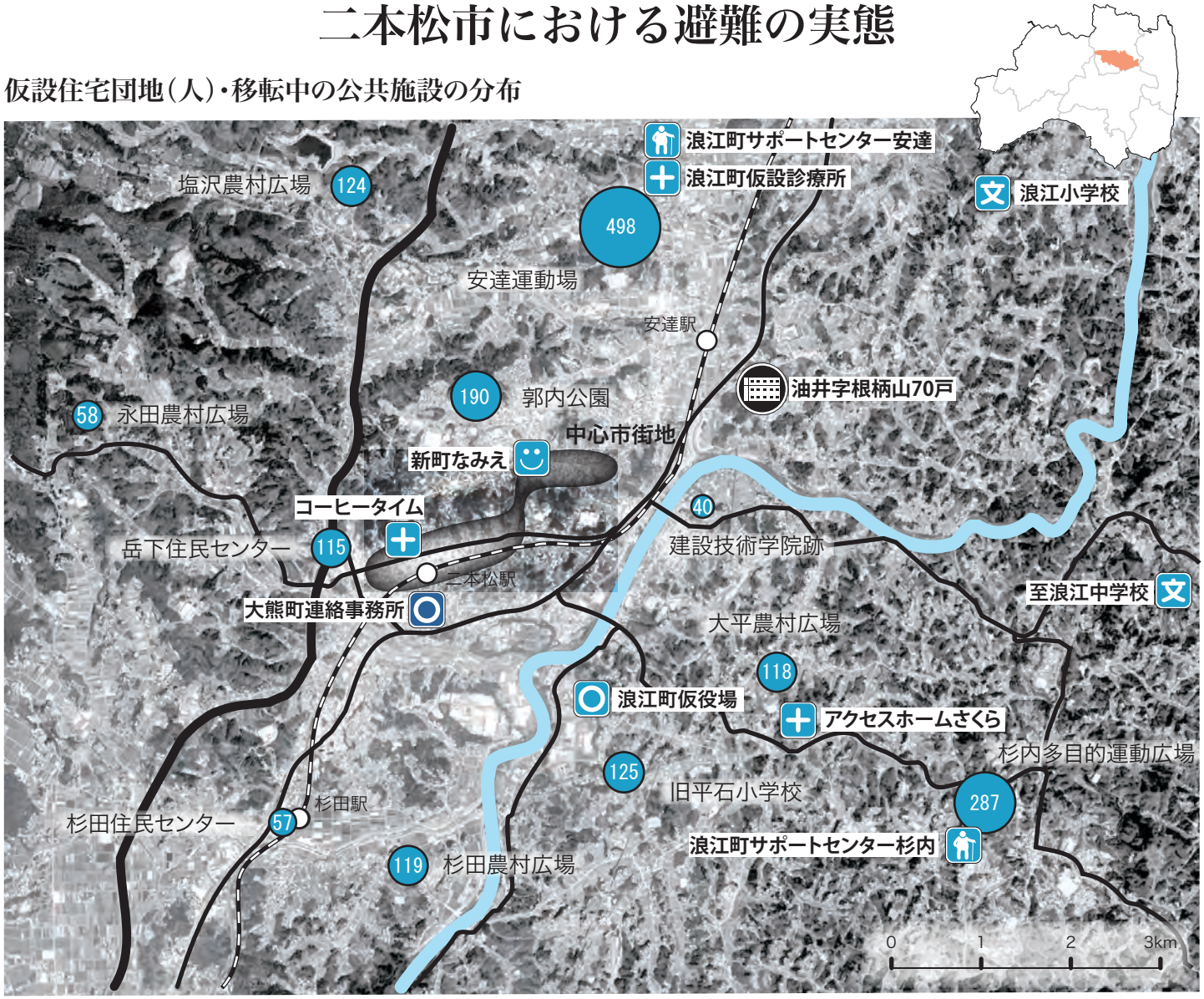

主な借上住宅の居住人口（人）

市内11ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約3,000人が生活しています。主な避難自治体は浪江町で、すべての仮設住宅が浪江町民によって利用されている他、借上げ住宅にも900人近い人口が暮らしています。

浪江町が、行政機能の拠点となる仮役場、仮設の診療所、サテライトの小中学校、サポートセンターなどを設置しています。福祉事業者やNPOも二本松にて事業を再開しているものがあります。市内、油井地区に県営の復興住宅70戸が計画されています。

凡例

浪江町　双葉町　葛尾村　川内村　仮設　仮役場・支所・連絡事務所
富岡町　大熊町　広野町　その他　借上　仮設小・中学校・幼稚園
南相馬市　飯舘村　楢葉町

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

会津若松市における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

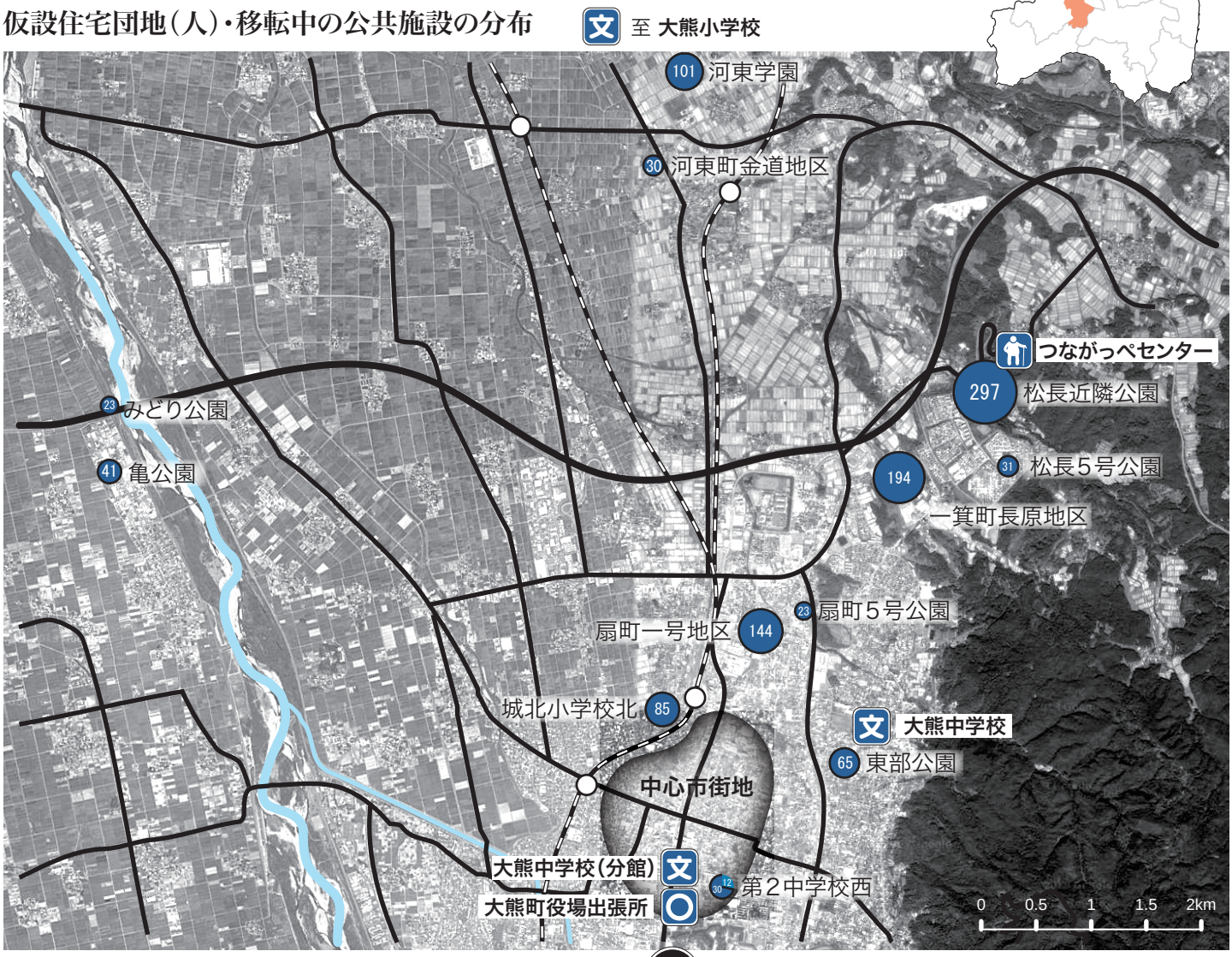

古川町地区20戸

至 門田町地区70戸

主な借上住宅の居住人口（人）

市内12ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約3,800人が生活しています。主な避難自治体は大熊町で、ほとんどの仮設住宅が大熊町民によって利用されている他、借上げ住宅にも1600人近い人口が暮らしています。

大熊町が、行政機能の拠点となる仮役場、サテライトの小中学校などを設置しています。

会津若松市市内の門田町に70戸、古川町に20戸の計90戸の県営災害復興公営住宅の計画がすすめられています。

仮設診療所・福祉施設
サポートセンター
NPO
中心市街地
鉄道駅
幹線道路
鉄道路線
河川
福島県営復興住宅計画
市・町・村営復興住宅計画
N

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

桑折町における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

主な借上住宅の居住人口（人）

25	15	8	5	2	1	1	1
浪江町	南相馬市	川俣町	双葉村	飯館村	楢葉町	富岡町	大熊町

町内１ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約400人が生活しています。主な避難自治体は浪江町で、町内唯一の仮設住宅も浪江町民によって利用されている他、地震被害をうけてた数世帯の桑折町町民もここで生活しています。

現在仮設住宅団地がある敷地に隣接して、桑折町市民を対象とした桑折町町営の復興公営住宅47戸が計画されています。

浪江町と桑折町の協定によってこの中の一部に被災した浪江町町民も入居することになっています。

凡例

浪江町　富岡町　南相馬市　双葉町　大熊町　飯館村　葛尾村　広野町　楢葉町　川内村　その他　仮設　借上　仮役場・支所・連絡事務所　仮設小・中学校・幼稚園

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

本宮市における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

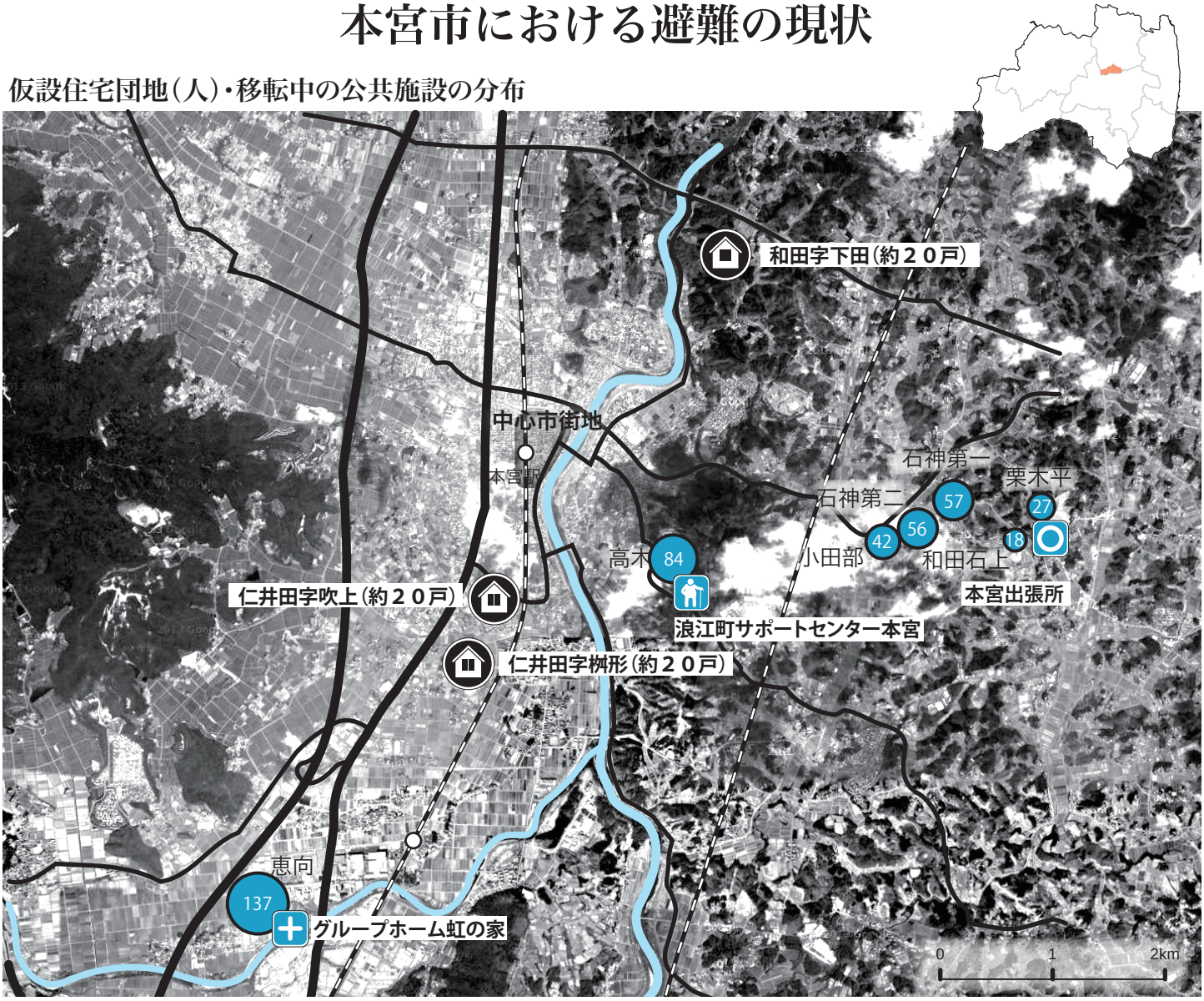

※数字は世帯数

主な借上住宅の居住人口（人）

町内7ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約1,500人が生活しています。主な避難自治体は浪江町で、すべての仮設住宅も浪江町民によって利用されているほか、借り上げ仮設住宅にも多くの方が暮らしています。

浪江町と本宮市の協定によって、本宮市市内の3カ所に、浪江町町民を対象とした、本宮市営の復興公営住宅61戸が計画されています。

この中の一部には、大熊町町民も数世帯入居することとなっています。

仮設診療所・福祉施設
サポートセンター
NPO
中心市街地
鉄道駅
幹線道路
鉄道路線
河川
福島県営復興住宅計画
市・町・村営復興住宅計画
N

＜出典＞各避難自治体の HP を基に作成、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

福島市における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

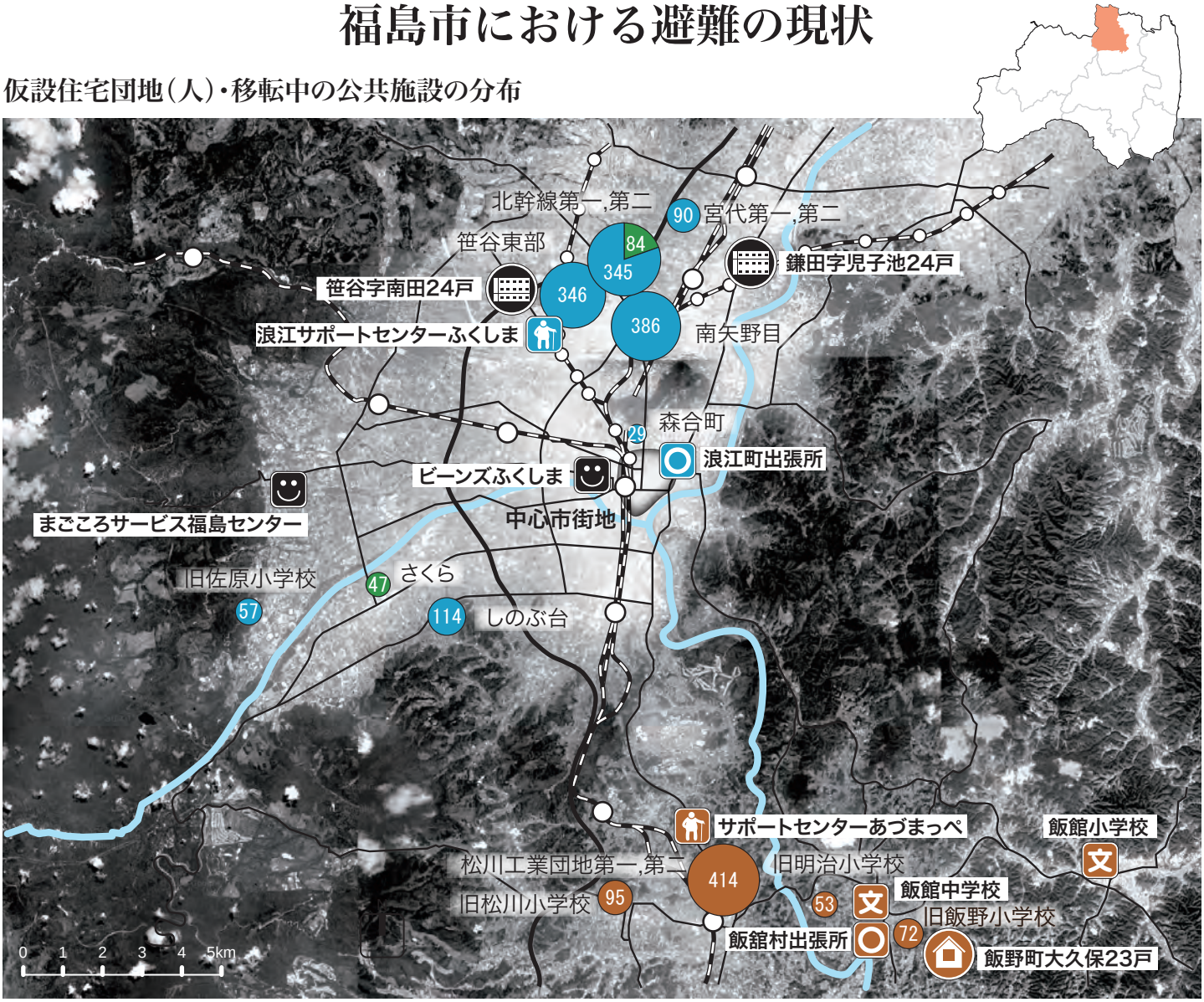

主な借上住宅の居住人口（人）

市内15ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約9,500人が生活しています。主な避難自治体は浪江町、飯館村、南相馬市で、市内の仮設住宅に生活しているほか、借上げ住宅にも多くの市民が暮らしています。

飯館村が福島市と協定を結び、行政機能の拠点となる仮役場、サテライトの小中学校などを設置しています。市内鎌田地区に24戸、笹谷地区に24戸の県営の復興住宅、飯野町に23戸の飯館村営の復興住宅の計画がすすめられています。

凡例

- 浪江町
- 富岡町
- 南相馬市
- 双葉町
- 大熊町
- 飯館村
- 葛尾村
- 広野町
- 楢葉町
- 川内村
- その他
- 仮設
- 借上
- 仮役場・支所・連絡事務所
- 仮設小・中学校・幼稚園

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

三春町における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

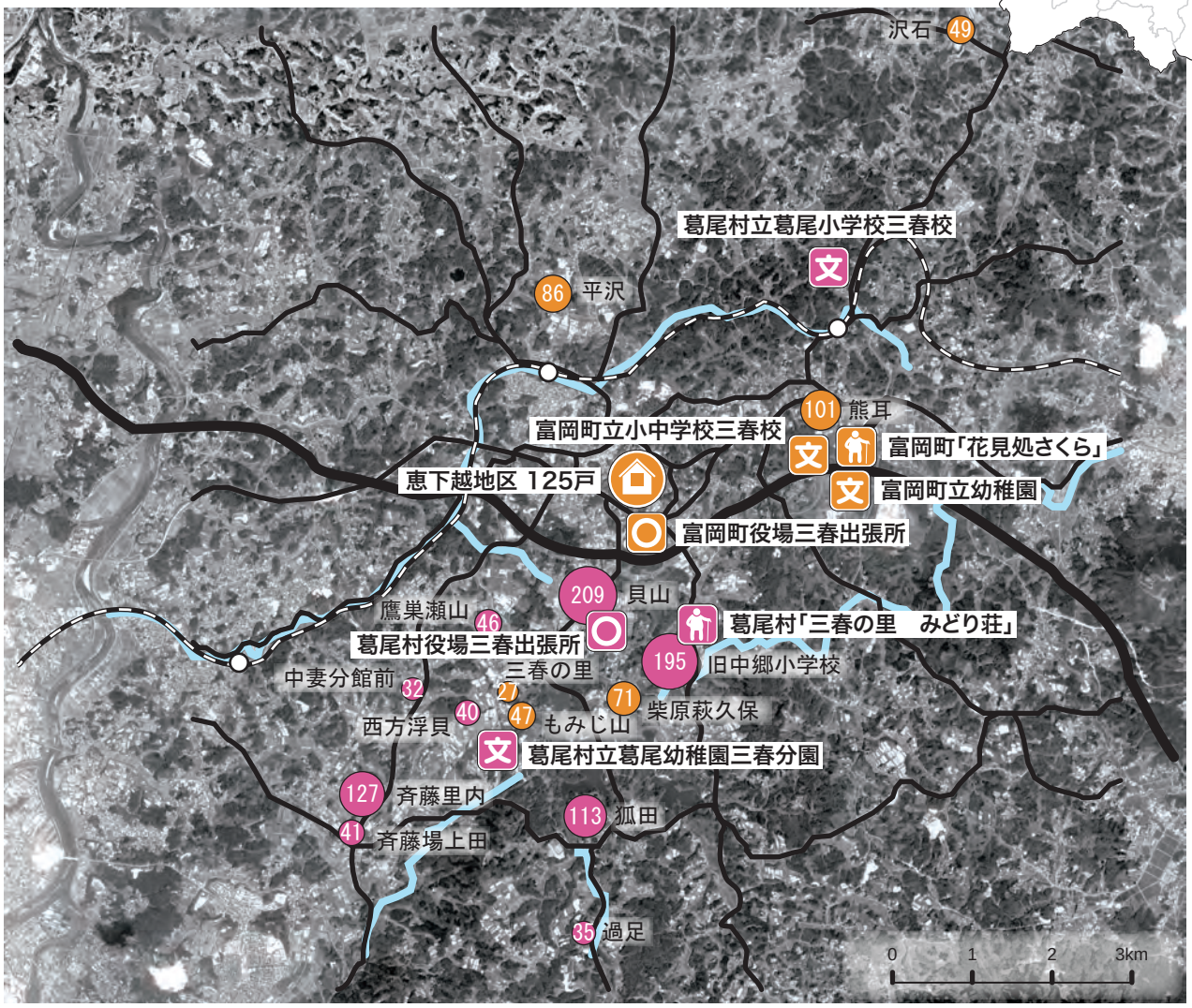

主な借上住宅の居住人口（人）

95	82	57	18	18	17	9	8	7	5	2
富岡町	田村市	葛尾村	浪江町	大熊町	南相馬市	双葉町	川内村	川俣市	楢葉町	飯館村

市内15ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約1500人が生活しています。主な避難自治体は葛尾村と富岡町で、町内の仮設住宅に生活しているほか、借上げ住宅にも多くの市民が暮らしています。

葛尾村と富岡町が各々に、行政機能の拠点となる仮役場、サテライトの小中学校、幼稚園などを設置しています。

町内の恵下越地区に、葛尾村が整備主体となって公営住宅124戸の計画がすすめられています。

仮設診療所・福祉施設
サポートセンター
NPO
中心市街地
鉄道駅
幹線道路
鉄道路線
河川
福島県営復興住宅計画
市・町・村営復興住宅計画
N

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

いわき市における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

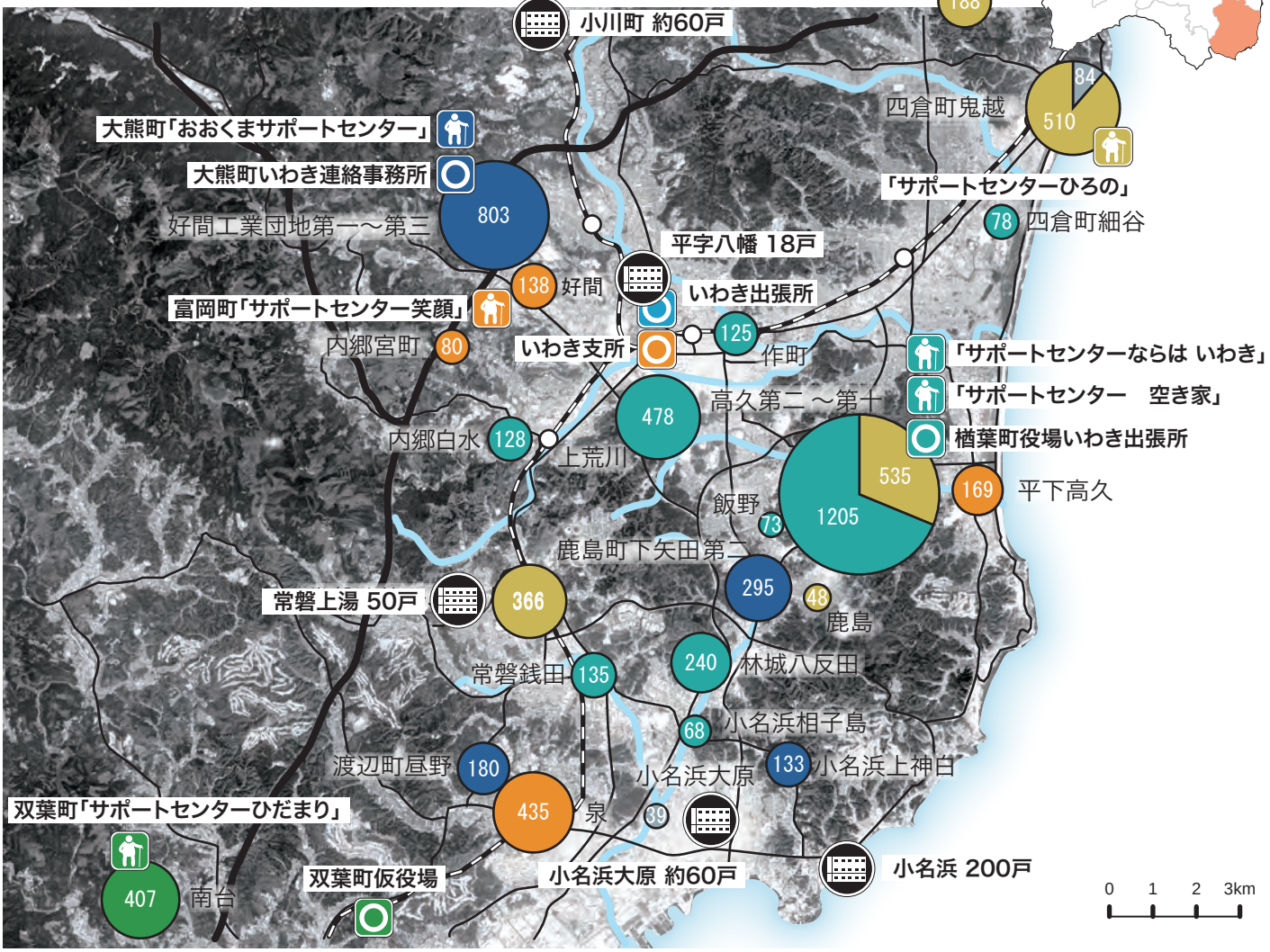

主な借上住宅の居住人口（人）

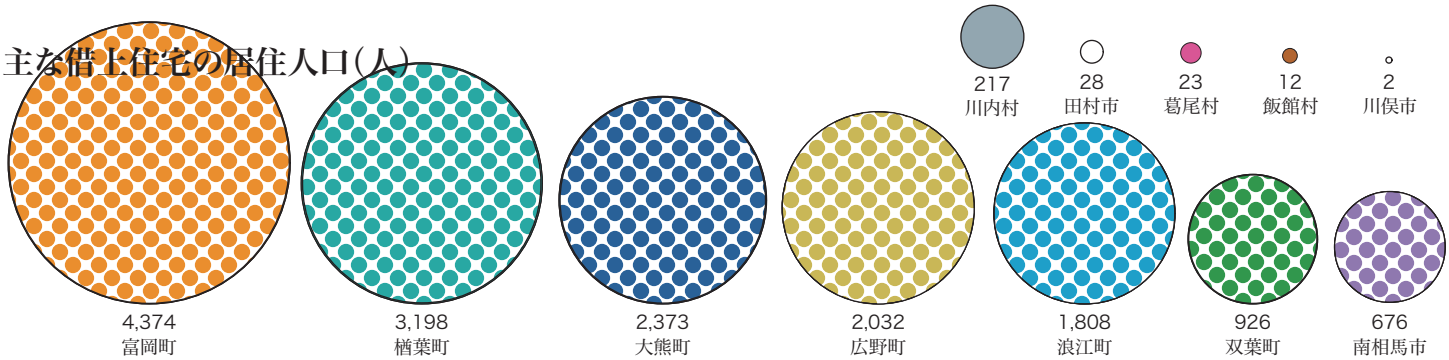

市内35ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約22,600人が生活しています。主な避難自治体は楢葉町、富岡町、広野町、大熊町浪江町などで、多くの自治体が仮設住宅、あるいは借上住宅に混在して暮らしている状況です。

楢葉町と双葉町が各々に、行政機能の拠点となる仮役場を設置している他、浪江町、大熊町、富岡町も行政機能の一部を移転させています。

市内５カ所に福島県営の災害復興公営住宅が計画されています。

凡例

- 浪江町
- 富岡町
- 南相馬市
- 双葉町
- 大熊町
- 飯館村
- 葛尾村
- 広野町
- 楢葉町
- 川内村
- その他
- 仮設
- 借上
- 仮役場・支所・連絡事務所
- 仮設小・中学校・幼稚園

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

郡山市における避難の現状

仮設住宅団地（人）・移転中の公共施設の分布

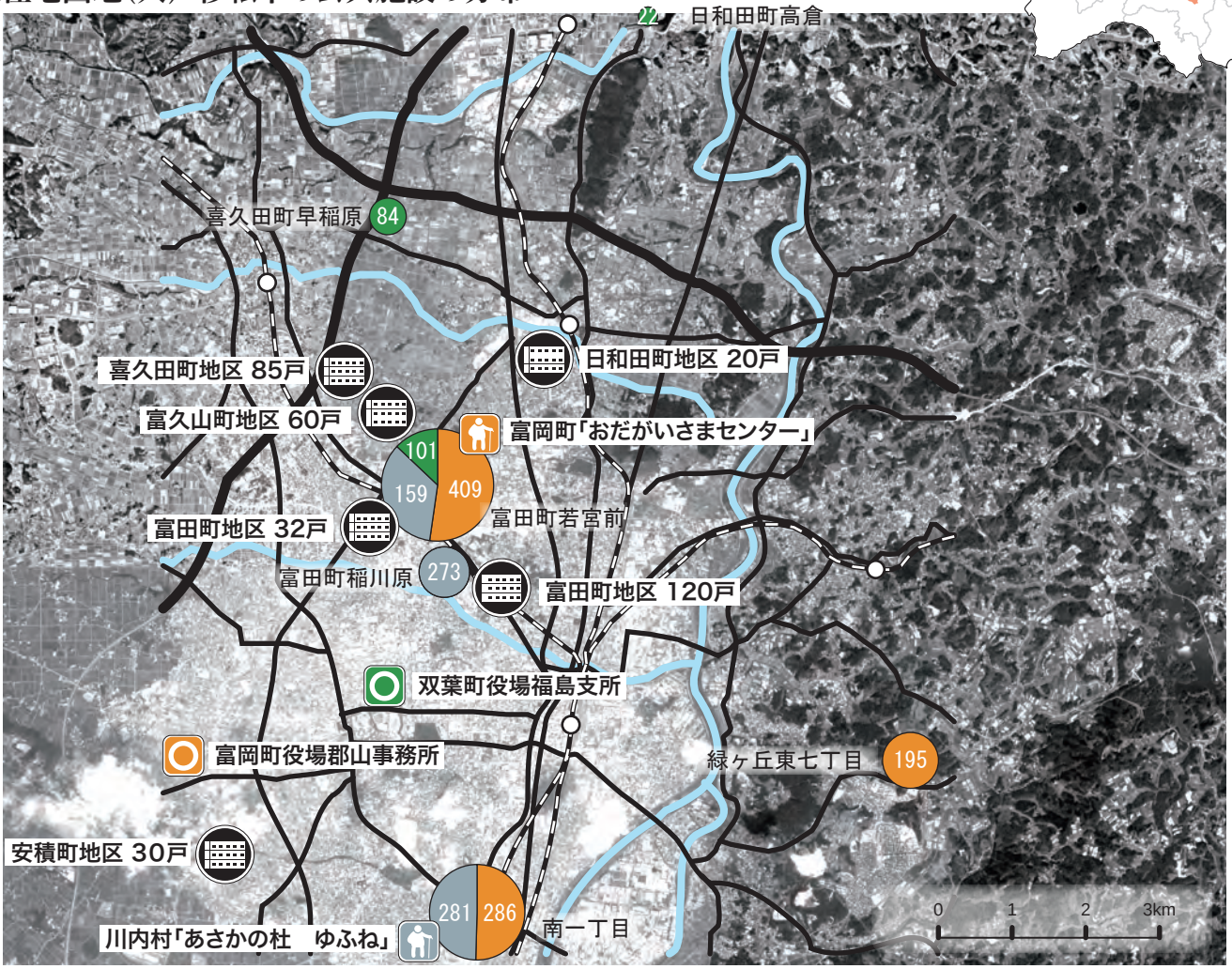

主な借上住宅の居住人口（人）

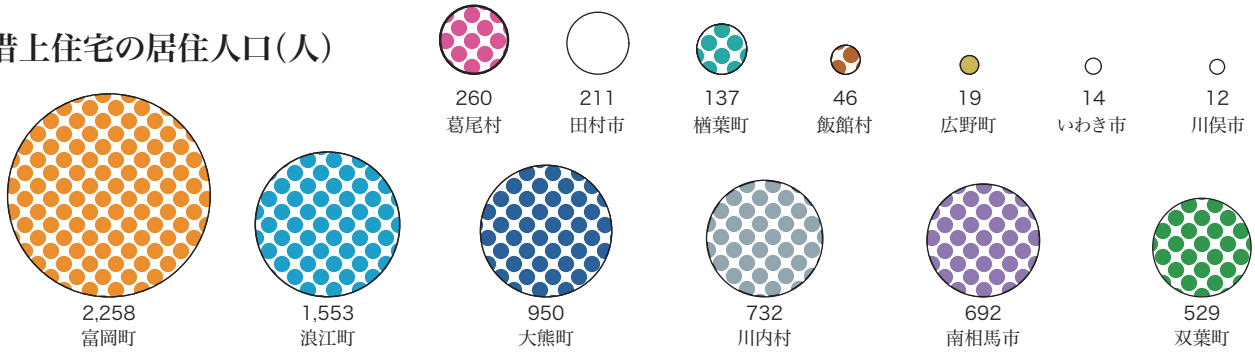

市内6ヶ所に設けられた仮設住宅団地と、借上仮設住宅等を合わせて、約9,200人が生活しています。主な避難自治体は富岡町、川内村、双葉町、浪江町大熊町などで、多くの自治体が仮設住宅、あるいは借上住宅に混在して暮らしている状況です。

富岡町が主な、行政機能の拠点となる仮役場を設置している他、双葉町も行政機能の一部を移転させています。

市内6カ所に福島県営の災害復興公営住宅が計画されています。

仮設診療所・福祉施設
サポートセンター
NPO
中心市街地
鉄道駅
幹線道路
鉄道路線
河川
福島県営復興住宅計画
市・町・村営復興住宅計画
N

＜出典＞復興庁 HP「長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針（平成２５年９月２０日時点）」及び、福島県 HP「復興公営住宅整備事業の進捗状況図」を基に作成

ネットワーク・コミュニティ形成へのプログラム

- 二本松市をモデルとした避難現状の再編 -　＜検討の為の参考イメージ＞

二本松市の避難の現状

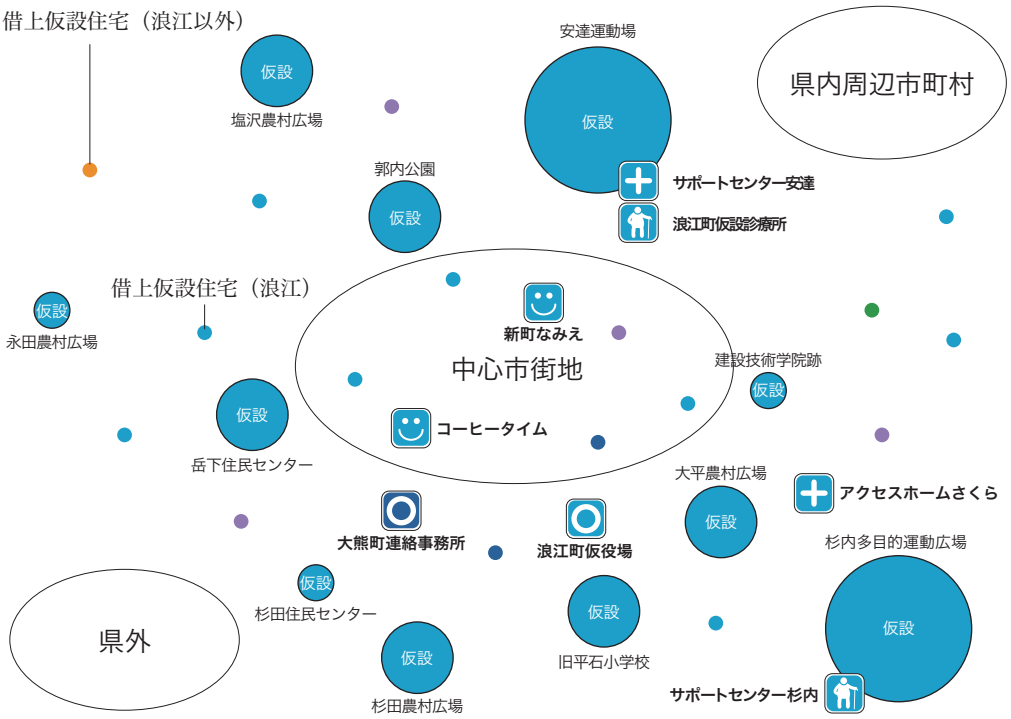

現在市内には、2607人の浪江町民が生活しており、内仮設団地に1731人（871戸）、借り上げ住宅に876人（551戸）が暮らしています。

郊外に分散した仮設住宅では高齢者率が非常に高く、震災から3年を経て長期化する避難生活の中で、多くの問題が深刻化しています。

また、まちなかの借り上げ住宅に多くの町民が生活していますが、多世帯が集まっている仮設に比べると孤立しやすく、コミュニティを形成しにくかったり、様々な支援も受けずらい状況下にあります。

「まちなか型町外コミュニティ」の形成

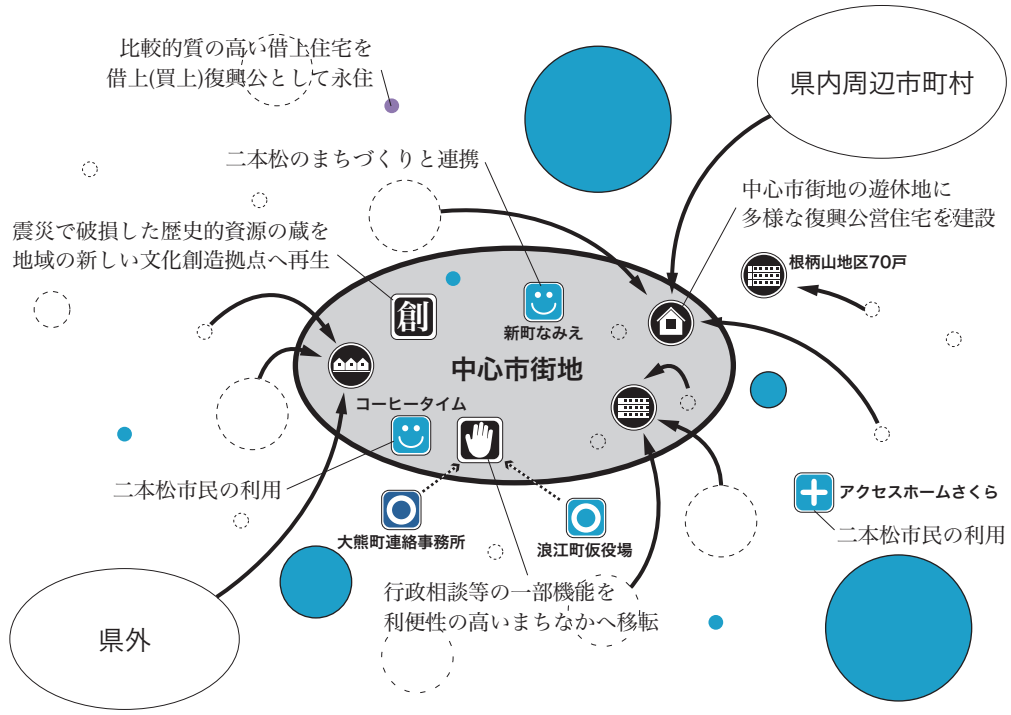

市内の中心市街地は、空き地、空店舗が目立つ商店街ですが、医療や福祉施設が集積し、依然として高齢者や子どもには暮らしやすい住環境があります。

既存の中心市街地活性化計画や地元のまちづくりに、浪江など被災地の商工業者、福祉事業者らが参画し、協働して事業を興します。

まちなかの遊休地に多様な復興住宅を整備し、中心市街地を拡充する形での、まちなか型町外コミュニティが形成されます。

仮設　仮設住宅団地を活用した町外コミュニティ

中心市街地　まちなか型町外コミュニティ

戸建て仕様の復興公営住宅

サービス付き高齢者向け公営住宅
共同住宅仕様の復興公営住宅

統合型移動交通システム「新ぐるりんこ」

「仮設住宅団地を活用した町外コミュニティ」の形成

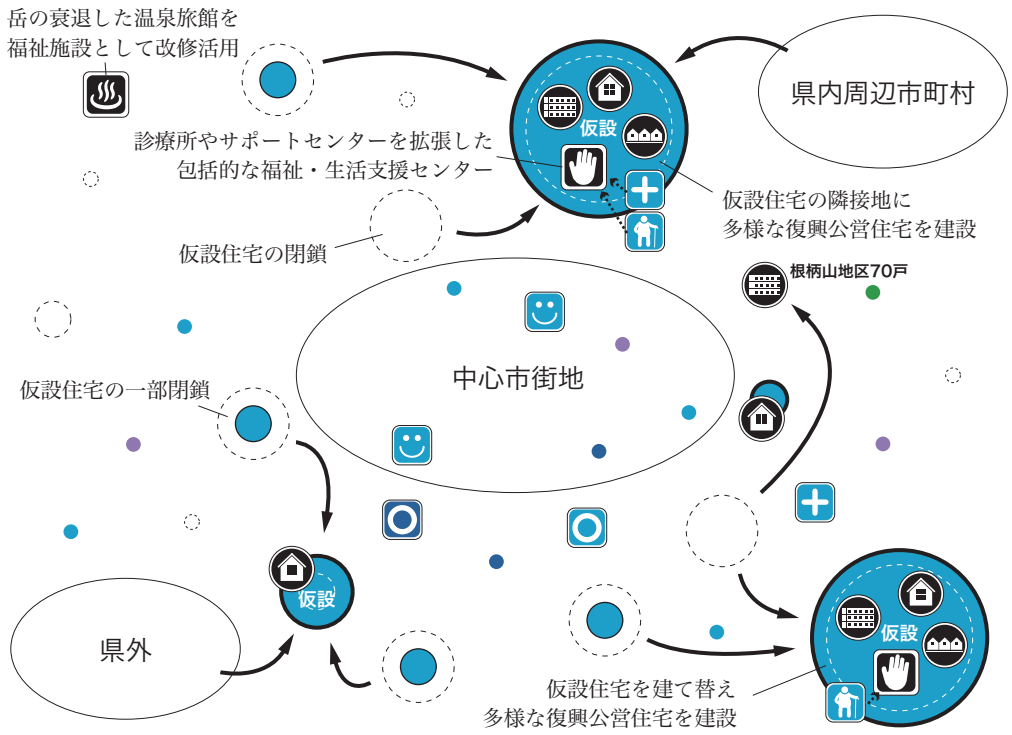

被災から３年を経て、新たな自治組織や近隣関係が育まれている仮設住宅団地のコミュニティや、住み慣れた場所での暮らしを重視し、現状の仮設を建替えたり、或は隣接地に建設する形で復興公営住宅を整備します。

高齢者向けサービス付きのものや、戸建てタイプといった多様な復興公営住宅を整備し、既存のサポートセンターや診療所を包括的な生活支援施設に拡張して利用することで、避難現状の多様なニーズに応じた町外コミュニティが形成されます。

「ネットワーク・コミュニティ」の形成

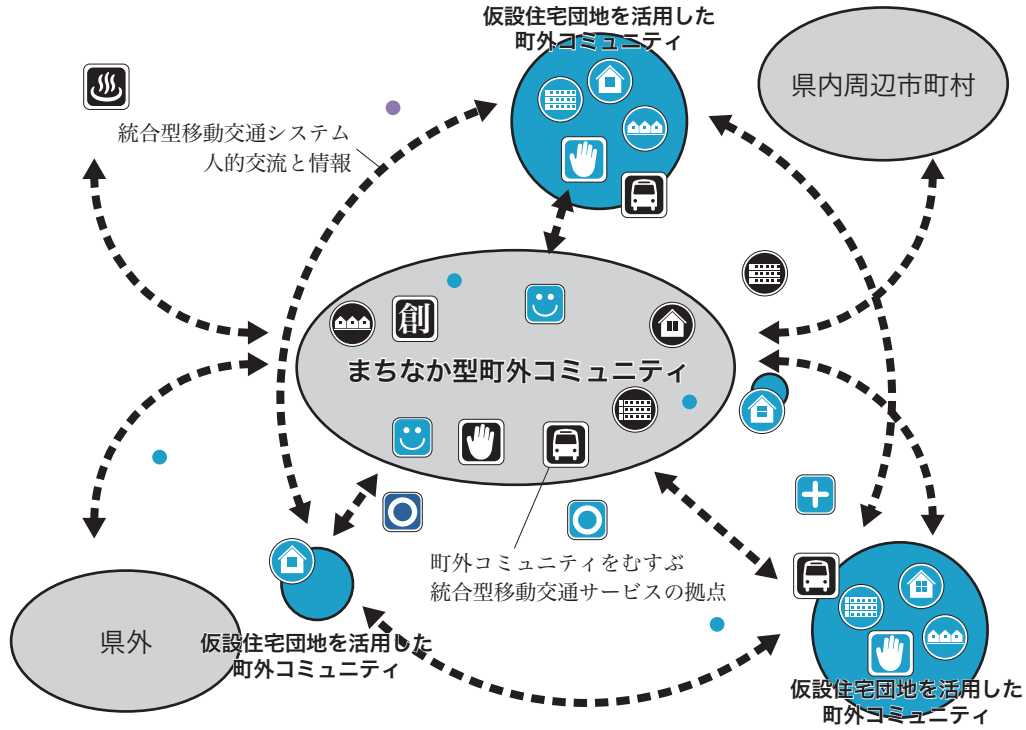

「まちなか型町外コミュニティ」や「仮設住宅団地を活用した町外コミュニティ」といった多様な町外コミュニティが、統合型移動サービス「新ぐるりんこ」や情報のシステムによってつなぎ合わされる事で、「ネットワーク・コミュニティ」が形成されます。

二本松市内だけではなく、隣接する福島市や本宮市など、周辺市町村の町外コミュニティともつながり、分散避難を強いられ、バラバラになっている避難現状のコミュニティが再編・再統合されます。

- 包括的な福祉・生活サポート支援センター
- 創 避難元・先の事業者共同での歴史的資源の改修・活用
- 衰退した温泉旅館を福祉ケア施設へ転用

- 通常の復興公営住宅
- 仮役場・支所・連絡事務所
- 仮設診療所・福祉施設
- サポートセンター
- NPO

各地域の避難の実状に応じた現状再編 ＜検討の為の参考イメージ＞

「一対一型」二本松市　現状の再編

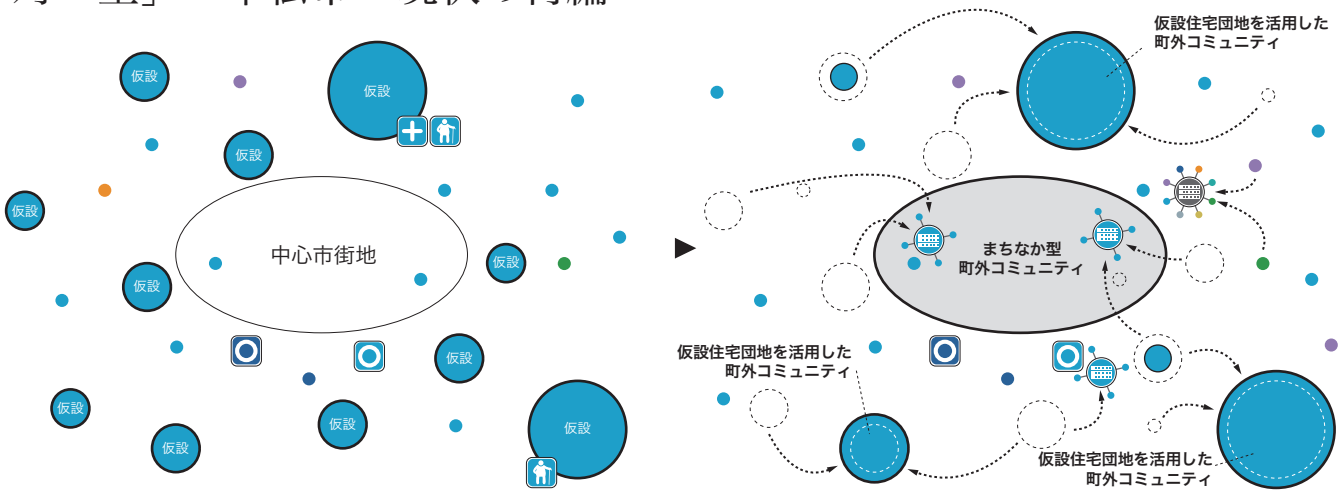

「一対複数型」福島市　現状の再編

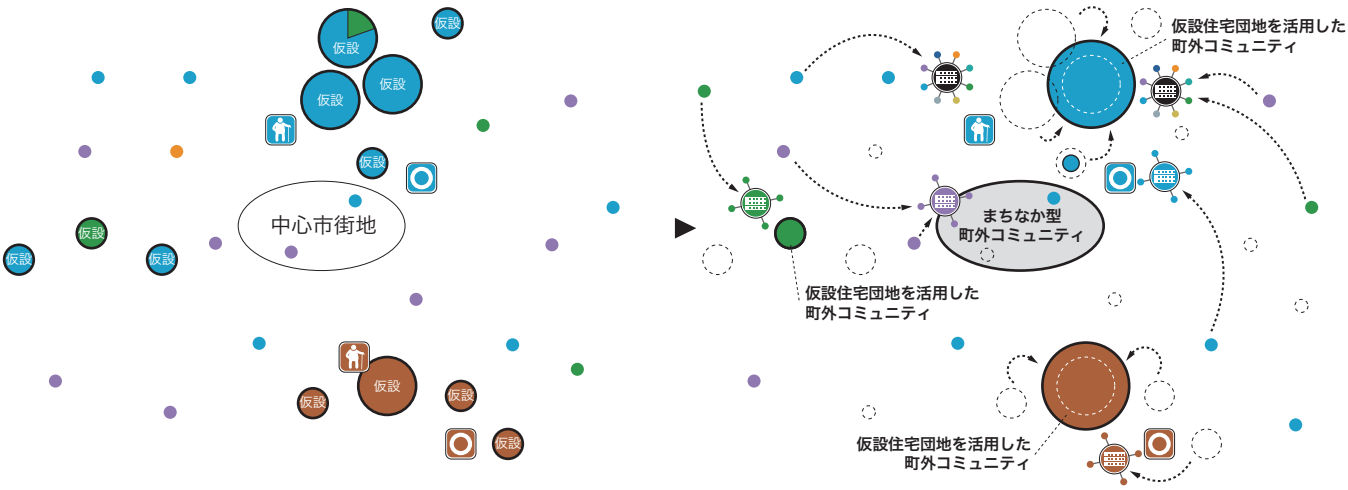

「混在型」いわき市　現状の再編

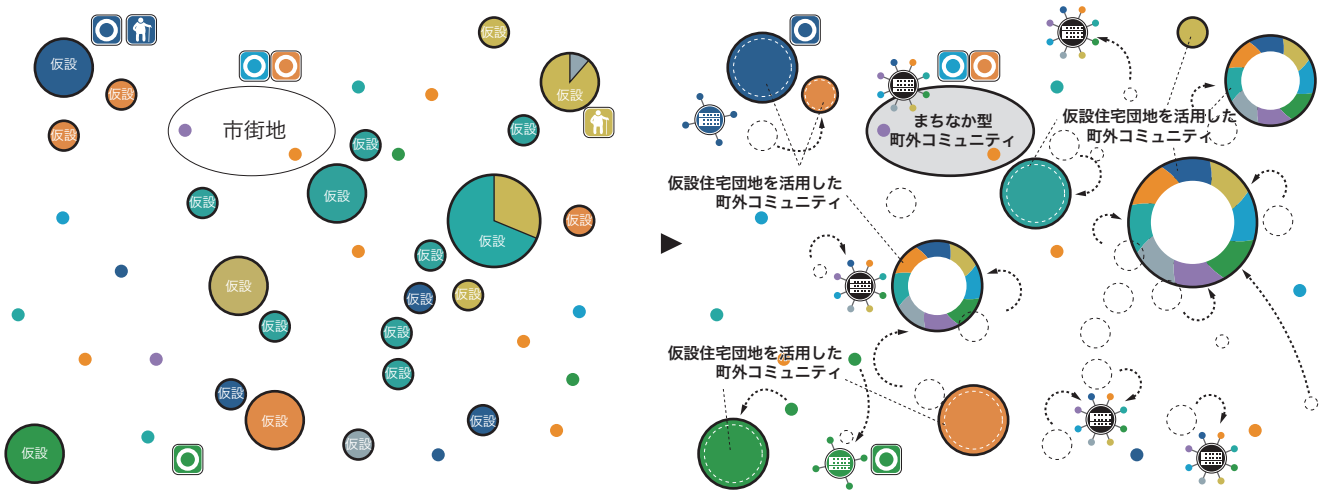

凡例

- 浪江町
- 富岡町
- 南相馬市
- 双葉町
- 大熊町
- 飯館村
- 葛尾村
- 広野町
- 楢葉町
- 川内村
- その他
- 仮設
- 仮役場・支所・連絡事務所
- 仮設診療所・福祉施設
- サポートセンター

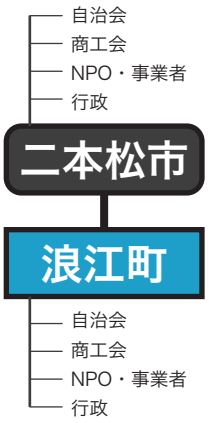

一対一の協定

避難者のほとんどが浪江町民である二本松市では、両自治体の一対一の協定によって、町外コミュニティ整備を進めて行くことが可能です。

まず、サポートセンターや仮の診療所のある比較的規模の大きな仮設住宅団地や、土地の長期的な利用が可能な仮設住宅団地を核として「仮設住宅団地を活用した町外コミュニティ」を整備します。また、二本松市のまちづくりと連動しながら、まちなか等に、浪江町民が中心としたコミュニティの拠点となる共同住宅を建設し「まちなか型町外コミュニティ」を整備します。

浪江町以外の少数派となる避難自治体の住民に対しては、双相八町村合同の拠点「包括的福祉・生活サポートセンター」を設け、各行政、福祉サービスなどの受給を可能とし、漏れのない支援体制を構築します。

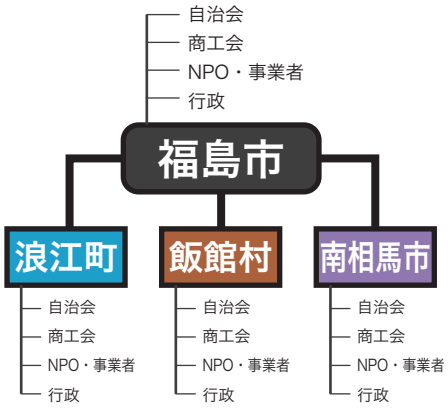

一対複数の協定

浪江町、飯舘村、南相馬市、双葉町などの複数の自治体が、仮設住宅や仮役場を拠点として、ある程度固まった状態で避難している福島市においては、福島市と複数の避難自治体がそれぞれに協定を結ぶことで、各自治体が個別に町外コミュニティを建設して行くことが可能です。

福島市は飯舘村との先の協定に従い、飯舘村営の復興住宅建設を市内飯野地区において進めてます。

一体複数型の場合も一対一型と同様に、それぞれの自治体が、核となる仮設住宅団地や、まちなか、仮役場の近接地にコミュニティを徐々に集約させ、これを中心として、自立再建する方や借り上げ仮設住宅に特例で永住する方が、安心して居住できるサービスの提供を行います。

一対避難自治体連合の協定

複数の自治体が混在して避難生活を続けるいわき市においては、それぞれの自治体が個別に町外コミュニティを建設することは、受け入れ側への負担も大きく、極めて困難です。そこで、双相八町村合同の協定を結び、協働の町外コミュニティを建設していく必要があります。

既に複数自治体の避難者が共同で生活する仮設住宅団地を中心に、双相八町村共同の町外コミュニティを建設します。また、一避難自治体の仮設住宅団地が独立して存在し、公共機能も集約している地区においては、自治体個別のコミュニティ拠点が形成されます。

借り上げ仮設住宅に居住する方や、自立再建を進める方が多いため、まちなかなどに双相八町村合同の拠点を設け、各種サービスを受給します。

避難自治体共同の
仮設住宅団地を活用した
町外コミュニティ

避難自治体ごとの
仮設住宅団地を活用した
町外コミュニティ

避難自治体共同の
まちなか型町外コミュニティ

避難自治体ごとの
まちなか型町外コミュニティ

福島全体の現状の再編　＜検討の為の参考イメージ＞

福島県内・県外問わず、それぞれの受け入れ自治体における避難者の実状に合わせた、避難元・先の自律した連携の取り組みが進み、各々に町外コミュニティを形成していくことで、各地で安定的な生活環境の整備がすすみます。

また、今直ぐの期間は難しい避難元の相双八ヶ町村ですが、一体となって連携することで、30年を目処として協働復興を進めます。

これらを全体として組み立て、政策の後押しを得たり、あるいは横の連携を広げることで、様々な空間レベルでの多重の連携復興が実現していきます。

地域での個別の連携、ベースとなる受け入れ自治体レベルでの連携、そしてこれらが組み立てられて、沿岸部の中通り、そして会津地域も含めた福島県全体での連携復興の地域づくりを実現します。　各々の町外・町内のコミュニティが、各地に設置された、双相八町村共同の生活サポートの拠点を核に、移動や情報システムで繋がることで、福島全体の一つの大きなネットワークコミュニティを創造することが可能となります。これを基盤に、全ての自治体が相互に連携し、分散したコミュニティを再統合しながら文化を継承し、新たな暮らしを創造します。

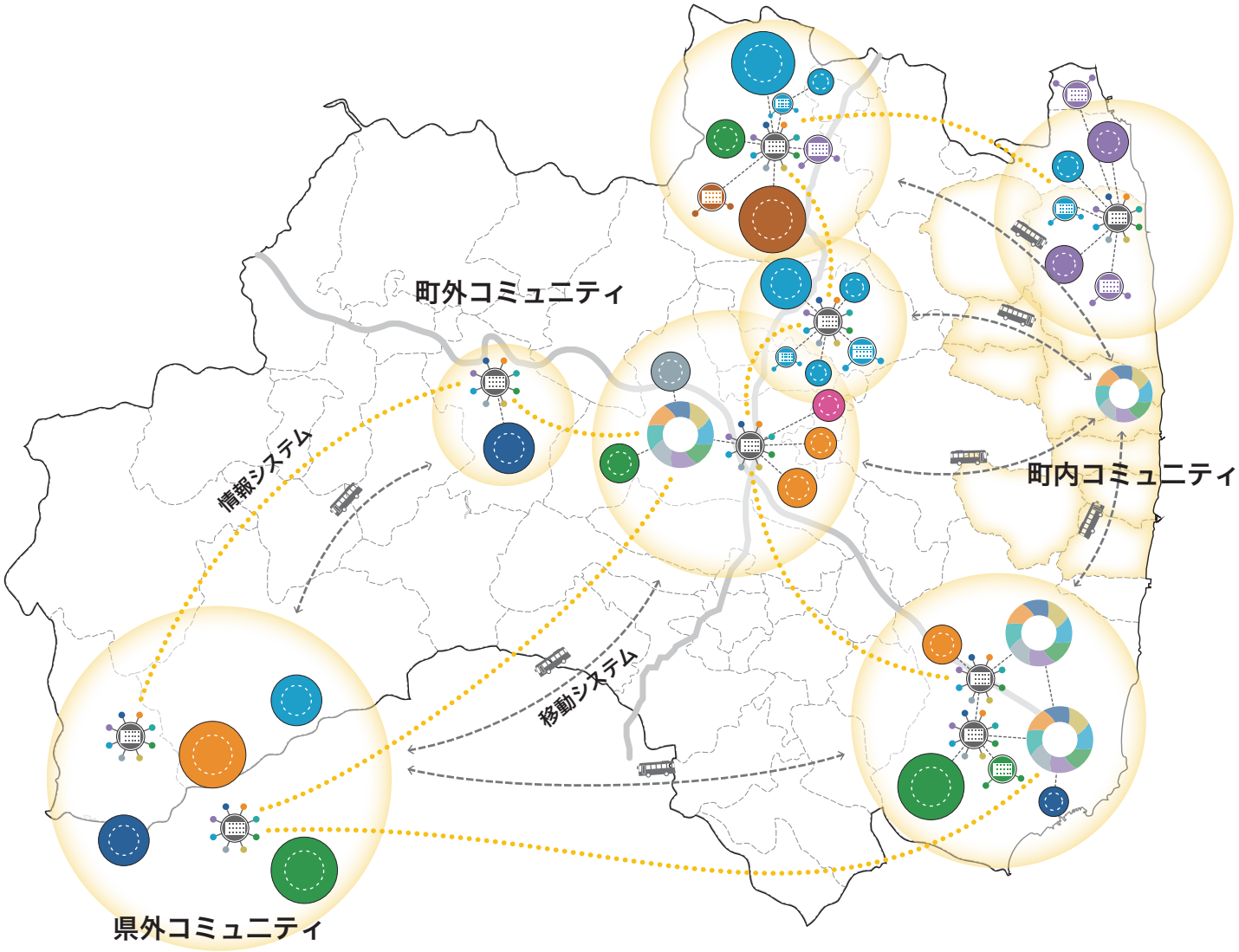

避難自治体共同の
仮設住宅団地を活用した
町外コミュニティ

避難自治体ごとの
仮設住宅団地を活用した
町外コミュニティ

避難自治体共同の
まちなか型町外コミュニティ

避難自治体ごとの
まちなか型町外コミュニティ

２０１３年度の取り組み

2013 年度の活動と取り組み

前期　浪江町 - 二本松市の連携復興まちづくりの検討

3月　4月　5月　6月　8月　9月

03/09「浪江宣言」浪江復興への始動プロジェクト

05/09 仮設住宅ヒアリング調査

05/25 シンポジウム「いま早稲田は何ができるのか」

06/16 浪江町民交流会 東京

06/22 二本松市 連携復興まちあるきワークショップ

08/03 第１回事業スキーム検討ワークショップ

08/19 第２回事業スキーム検討ワークショップ

09/14 自治会長会議

09/27 ～ 09/29 自治会長ヒアリング調査

浪江町民交流会

NPO 新町なみえ主催の交流会が東京にて開かれ、活動報告と意見交換会を通じて、東京近郊に住む浪江町民の意向等を把握しました。

連携復興まちあるき WS

二本松と浪江の両市民が協働して、二本松市街地のまちあるきを実施。町外コミュニティの可能性を避難元･先地域が連携し考える取組です。

事業スキーム検討 WS

浪江町と二本松市の事業者が集まり、町外コミュニティの実現に向けた事業スキーム検討のためのワークショップを開催しました。

浪江町から避難している町民の皆さんと、受け入れ自治体の二本松市の市民が、連携して地域の復興を果たそうとする「連携復興まちづくり活動」の推進に取り組みました。二本松、浪江両市民共同の「連携復興まちあるき」や､両自治体の事業者が集まっての「事業スキーム WS」など避難元･先の地域で協力し、復興に関わる具体的な事業や町外コミュニティの可能性を検討しました。

後期　福島県全体の広域での連携復興の検討

10月　11月　12月　2014年1月　2月　3月　・・・　5月

- 10/14 ヒアリング調査（いわき市）
- 10/25 ～ 10/26 自治会長ヒアリング調査（二本松市、福島市、桑折町）
- 11/01 ふくしま復興まちづくりフォーラム
- 11/02 自治会長会議
- 11/20 ～ 11/21 ヒアリング調査（本宮市、福島市、南相馬市）
- 11/24 十日市 模型展示
- 12/50 ～ 12/06 復興支援団体ヒアリング調査（本宮市、福島市、相馬市）
- 12/13 復興支援団体ヒアリング調査（郡山市）
- 12/27 復興支援団体ヒアリング調査（いわき市）
- 02/10 自治会長会議
- 03/10 ふくしま復興まちづくりシンポジウム
- 03/22 なみえ 3.11 復興のつどい 模型展示
- 05 浪江宣言 ver.2

ヒアリング調査

浪江町の自治会長の皆さんの現状や今後の意向に関して、幾つかの仮設住宅を訪れて、聞き取り調査を行ないました。

提案パネル・模型の展示

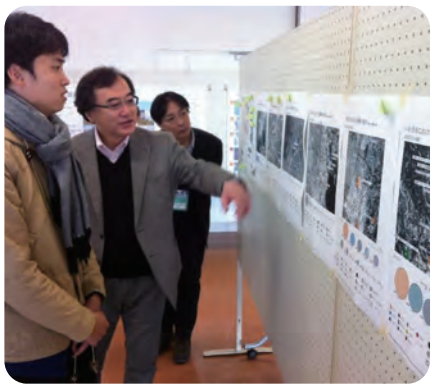

町外コミュニティ、浪江町内の帰還拠点の模型と提案のパネルを展示し、訪れた様々な方と意見交換を行いました。

ふくしま復興まちづくりシンポ

町外コミュニティの具体像をテーマに、そこでの住まい、福祉、産業のあり方に関して話し合う、シンポジウムを行ないました。

避難自治体と受け入れ自治体が協力して復興にとりくむ「連携復興まちづくり」の活動は、福島県内各地で始まっています。こうした取り組みに関する「ヒアリング調査」や避難市町村や各受け入れ自治体の方々を招いての「ふくしま復興まちづくりシンポジウム」を開催し、福島県内各地域の復興、福島全体の再生に向けて、検討を行ないました。

調査・研究・ワークショップ関係者

まちづくりNPO法人新町なみえ

理事長　神長倉　豊隆　　副理事長　新谷　保基

理　事

大友 光正　草刈 恒彦　高野 吉隆　原田 雄一　蒔田 嗣夫　矢澤 祥之
蒲生 秀夫　川島 美幸　渡部 和彦

監　事

三浦 一雄　三原 優蔵

スタッフ

赤倉 徹　赤倉 としえ　大友 佳子　草刈 はるよ　原田 アキイ　蒔田 みどり
守岡 竜一　矢澤 浩子

早稲田大学 都市・地域研究所＋都市計画佐藤滋研究室＋交通計画浅野光行研究室

代　表

佐藤　滋　（早稲田大学 都市・地域研究所 所長、理工学術院教授）
浅野　光行　（早稲田大学理工学術院教授）

幹　事

白木　里恵子　（早稲田大学 助手）
阿部　俊彦　（早稲田大学 都市・地域研究所 客員主任研究員）
岡田　昭人　（早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員）
中村　悟　（早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員）
若林　祥文　（早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員）
山田　大樹　（早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員）

映像撮影・編集

千葉　景房　（早稲田大学 都市・地域研究所 招聘研究員）

スタッフ

早稲田大学 都市計画 佐藤滋研究室

荒井　唯香　下田　瑠衣　菅野　圭祐　関谷　有莉　二宮　彬　松村　尚之
楠瀬　朋葉　小林　真大　野村　直人　鷲田　将也　Konstantinos Panozachou
宋　基伯　全　ソンイ　張　暁菲　千　ナギョン　Nathanaël Laronche
泉　貴広　沖津　龍太郎　佐藤　亘　高瀬　修　丹野　勝太　箱崎　早苗
藤岡　諒　星　直哉　牧野　創太　益子　智之　山崎　優介

早稲田大学 交通計画 浅野光行研究室

石川　大輝　山本　航平　細谷　江梨子　吉田　泰介　中村　瑞穂　山口 沙也加

二本松・浪江連携復興支援センター

茂木　大樹　篠塚　尚子　星野　麗子　鳴原　由紀

協力

NPO法人Jin（川村博 理事長）
福島県中小企業診断協会（佐藤健一　他）
東洋大学社会学部社会心理学科（安藤清志 教授）
城西国際大学福祉総合学部（磯部文雄 学部長）　他